

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 六 号

平成二十四年三月二十一日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 池田 元久君
理事 岡本 充功君 理事 長尾 敬君
理事 長妻 昭君 理事 柚木 道義君
理事 和田 隆志君 理事 加藤 勝信君
理事 田村 憲久君 理事 古屋 範子君
理事 相原 史乃君 理事 石森 久嗣君
理事 小原 舞君 理事 大西 健介君
理事 勝又恒一郎君 理事 工藤 仁美君
理事 齊藤 進君 理事 白石 洋一君
理事 田中美絵子君 理事 竹田 光明君
理事 橋 秀徳君 理事 玉木 朝子君
理事 仁木 博文君 理事 橋本 勉君
理事 初鹿 明博君 理事 樋口 俊一君
理事 福田衣里子君 理事 藤田 一枝君
理事 牧 義夫君 理事 三宅 雪子君
理事 水野 智彦君 理事 宮崎 岳志君
理事 山口 和之君 理事 山崎 摩耶君
理事 吉田 統彦君 理事 あべ 俊子君
理事 鴨下 一郎君 理事 菅原 一秀君
理事 棚橋 泰文君 理事 谷畑 孝君
理事 永岡 桂子君 理事 長勢 甚遠君
理事 松浪 健太君 理事 松本 純君
理事 坂口 力君 理事 高橋千鶴子君
理事 小林 正枝君 理事 阿部 知子君
理事 柿澤 未途君

政府参考人
(内閣府大臣官房少子化・青少年対策審議官)
政府参考人
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)
厚生労働委員会専門員 佐藤 治君

委員の異動
三月二十一日

辞任

相原 史乃君 補欠選任 小原 舞君
初鹿 明博君 勝又恒一郎君
水野 智彦君 橋 秀徳君
江田 憲司君 柿澤 未途君
同日

辞任

小原 舞君 補欠選任 相原 史乃君
勝又恒一郎君 初鹿 明博君
橋 秀徳君 水野 智彦君
柿澤 未途君 江田 憲司君

三月十九日

窓口負担を軽減し、保険のきく範囲を広げお金の心配がない保険でよい歯科医療の実現を求めることに関する請願(北村誠吾君紹介)(第三二九号)

同(大西健介君紹介)(第四八八号)

同(宮本岳志君紹介)(第四八九号)

同(吉田統彦君紹介)(第四九〇号)

安心して受けられる医療の実現を求めることに

関する請願(北村誠吾君紹介)(第三三〇号)

発達障害者手帳の制定に関する請願(田島一成

君紹介)(第三四三号)

同(田島一成君紹介)(第三六六号)

最低保障年金制度の実現と緊急の年金改善を求

めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第三四四号)

同(笠井亮君紹介)(第三四五号)

同(穀田恵二君紹介)(第三四六号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第三四七号)

同(志位和夫君紹介)(第三四八号)

同(塩川鉄也君紹介)(第三四九号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三五〇号)

同(宮本岳志君紹介)(第三五一号)

同(吉井英勝君紹介)(第三五二号)

障害者福祉についての新たな法制に関する請願

(塩崎恭久君紹介)(第三五六号)

同(橋秀徳君紹介)(第三五七号)

同(園田博之君紹介)(第三六三三号)

同(古屋圭司君紹介)(第四六四号)

同(太田和美君紹介)(第四九三三号)

てんかんのある人とその家族の生活を支えるこ

とに関する請願(赤松正雄君紹介)(第三七一

号) パーキンソン病患者のQOL(生活の質)の向上

に関する請願(柴山昌彦君紹介)(第三七九号)

同(羽田孜君紹介)(第四九二号)

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護

の実現に関する請願(白石洋一君紹介)(第四五

二号)

同(石川知裕君紹介)(第四九四号)

同(穀田恵二君紹介)(第四九五号)

同(重野安正君紹介)(第四九六号)

同(中島隆利君紹介)(第四九七号)

労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定に関

する請願(赤嶺政賢君紹介)(第四五三三号)

同(笠井亮君紹介)(第四五四号)

同(穀田恵二君紹介)(第四五五号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第四五六号)

同(志位和夫君紹介)(第四五七号)

同(塩川鉄也君紹介)(第四五八号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第四五九号)

同(宮本岳志君紹介)(第四六〇号)

同(吉井英勝君紹介)(第四六一号)

改正介護保険の改善に関する請願(赤嶺政賢君

紹介)(第四六二号)

じん肺とアスベスト被害根絶を求めることに関

する請願(吉泉秀男君紹介)(第四九一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出

第一〇号)

○池田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、児童手当法の一部を改正する法律案

を議題といたします。

この際、本案に対し、岡本充功君外二名から、

民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会

及び公明党の三派共同提案による修正案が提出さ

れております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。田村

憲久君。

児童手当法の一部を改正する法律案に対する修

正案

(本号末尾に掲載)

○田村(憲)委員 ただいま議題となりました児童
手当法の一部を改正する法律案に対する修正案に
つきまして、民主党・無所属クラブ、自由民主
党・無所属の会及び公明党を代表して、その趣旨
を御説明申し上げます。

修正の趣旨は、第一に、手当の名称を児童手当

と、法律の題名を児童手当法とすること。

第二に、この法律の目的として、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを規定すること。

第三に、平成二十四年六月分以降の児童手当については、前年の所得が一定の額以上である場合には支給しないこと。ただし、当該所得制限により児童手当が支給されない者に對し、当分の間の特例給付として、中学校修了前の児童一人当たり、一月につき、五千元を支給すること。

第四に、検討事項として、「政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」との一項及び第二項として「この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」との一項を加えること。

第五に、依然として、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく子ども手当の未申請者がいることを踏まえ、平成二十四年三月三十一日までとされている遡及支給の特例措置等を、平成二十四年九月三十日まで延長すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○池田委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○池田委員長 この際、お諮りいたします。

原案及び修正案審査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房少子化・青少年対策審議官伊奈川秀和君、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長高井康行君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○池田委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高橋千鶴子さん。

○高橋千鶴子委員 日本共産党の高橋千鶴子です。私は、平成二十二年二月の本会議で、平成二十二年度における子ども手当法案について質問しました。あれからまだ二年しかたっておりませんが、今回の法案は何と、四本目でございます。昨年は、東日本大震災の発生を受け、国会も一定期間審議がストップしたため、平成二十三年度の子ども手当法案は用意されていりましたが、急遽、半年間単純延長するという、いわゆるつなぎ法案が成立しました。あのとき、参議院の委員会、本会議で可否同数、委員長決裁という、首の皮一枚の成立でありました。そして、八月の特別措置法で、事実上子ども手当はなくなったと言えるのではないのでしょうか。

日本共産党は、一回目の法案とつなぎ法案には賛成をしました。いろいろ問題点があっても、急がれる子供の貧困対策、国際的にも最低レベルの子育て予算を拡充するという必要があったからであります。東日本大震災で子供を取り巻く環境は悪化したのに、子ども手当はばらまきだから復興財源に回せと不急不急の大型開発と同列に論じることには絶対に承服できませんでした。結局、この二年間は何かだったのかなと言いたくなる状況であります。

そこで、まず大臣に伺いますが、三月十五日、子ども手当見直しの三党合意を受けて前原政調会長は子ども手当の理念は継承すると記者団に語ったと報道されています。その理念とは何でしょうか。そして、修正案の中にその理念がどのように盛り込まれたんでしょうか。

○小宮山国務大臣 今回の合意は、三月中に法案

が成立しないと、以前の児童手当に戻りまして、そうなるとう国民の皆様非常に大きな影響が出るという中で、各党の意見をぎりぎりのところで調整して、実現可能な着地点に到達をしていただいたものだと思っております。

今回の合意で、その理念が盛り込まれているという点についてですけども、手当の名称は児童手当としますけれども、子ども手当制度の支給対象等も参考としつつ、支給対象年齢を中学生まで拡大するとともに手当額を拡充するなど、新たな児童手当制度を構築することとされているわけですね。

特に、法律の目的の中に、家庭への経済的な支援ということに加えて、子ども手当の理念でございまして児童の健全な成長に資することとされていること、これはやはり理念がきちんと盛り込まれているということだと思っておりますので、これは子ども手当で政府として出したものと同様に、子供の視点にも配慮をしているということだというふうに考えています。

○高橋千鶴子委員 ぎりぎりのところでの合意なんだということを、結局、毎回言ってきたんですね。ですから、逆に、背伸びをしないで、できるところから出発をして、十分な合意形成を図る努力をするべきだったんじゃないか、あえて指摘をさせていただきたいと思えます。児童手当の改正から、きちんと理解できるところから始めていけばよかったんじゃないか、結局そうだったわけですからね。

対象世帯を参考としつつという表現は、要するに、辛うじて全ての世帯に払うことになっているからということをおっしゃりたいんだと思うんですけども、しかし、本則では、所得制限以上のところには支給しないということを書いて、そして、当分の間ということで五千円の減額支給というふうになっていますから、そういう点でも本則に矛盾が出ていて、この理念は継承されたというの、ちよつと言いわけがましいかなと言わなければならぬと思うんです。

それで、この点で自民党の提出者に伺いたいと思います。

昨年八月二十三日の本会議討論、特別措置法のときに、自民党の田村議員はこのように述べております。「今回、特別措置法が成立した暁には、民主党の皆さんが後生大事に最後まで死守しようと画策していた子ども手当が、その名称や仕組みともども今年度をもって終えんを迎えるということをごの場場で確認したい」と述べていらっしゃいます。ですから、もう既に、昨年のときに、なくなったのだということをおっしゃっているわけであります。

名前も児童手当法に戻りました。そういう中で、理念は残ったという言い分をどう受けとめているのか、また、自民党はなぜ子ども手当ではダメなのか、伺います。

○田村憲一委員 そもそも、なぜ児童手当なのかといいますが、昨年八月の三党合意で、児童手当法を改正して、これを三党で合意した形で決めるという話でございまして、それは、児童手当法を改正するんですから児童手当というのが最も当たり前の話だろうということで、児童手当と我々は主張してきたわけであります。

あわせてまして、前原政調会長が子ども手当の理念は継承すると言っておられるという話であります。私ども、詳細はよく理解しておりませんが、それは、子ども手当ということとマニフェストでうたつてこられた民主党という政党でございまして、政調会長はそういうふうにおっしゃりたいんだらうなど。お気持ちにはわかりますけれども、世の中がどういうふうなこれを評価するかという話でございまして。

特に、まず所得制限、先ほど委員おっしゃられたとおり、所得制限がちゃんと本則に書かれておるといふのは、まさに、もともと我々がやってまいりました児童手当そのものでございます。もちろん、特例で給付することはありますけれども、しかし、本則がそうなっておりますわけでありまして、そういう意味では、やはり我々の児童手当の

理念というものが生きておるなというふうに思います。

そもそも、子ども手当は、それぞれお子さん方、分け隔てなく一律の給付をする、金額も含めて、こういう話でありましたけれども、例えば、年齢によっても違いますし、子供の数によっても今回給付額が違ってくるわけですから、これは我々のやってまいりました児童手当の手法そのものでございますから、基本的には、やはり児童手当というものの理念にのっとって、また、その目的の規定を見ましても、もともとの児童手当法の目的理念というものが、今回の場合、こういうものがさらにバージョンアップしたのかなと、我々はそう思うところでありますから、我々は、児童手当というものの理念が今回の児童手当法改正の中においてより色濃く反映をされている、そんな内容であるというふうに考えております。

○高橋(千)委員 私が指摘したいのは、民主党が主張してきた、社会が子供を育てるというこの理念について、私は、これは共有できるものだと思うんです。それに対して、家族の子供に対する責任を免除するみたいな議論がされてきたという、それは違うだろうと、それははっきり言いたいと思うんです。

今、田村提出者はバージョンアップしたんだというところをおっしゃっていますが、子どもの権利条約ですら、第二十七条で「締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。」こう言っている。その上で「父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。」と明記をされています。

つまり、当たり前のことなんです。日本が批准している国連の子どもの権利条約でさえも、第一義的な責任があるということは明記している。もう当たり前のことを、なぜあえて書けというのか。書かなければならないのだという、理念

にかみつく議論には全く賛同できません。

資料の①にあるように、政府案に、第一条、目的、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、「と前置きが入りました。この前置きは、つまり、今言ったことをあえて書いたわけですね。修正案ではなくて政府案。政府案に既に入っているわけですね。つまり、政府が提出したんですね。

何でこれは一々前置きをする必要があったんでしょうか。子どもの権利条約の大前提である、一人の人間として子供をちゃんと認めること、権利を認めること、最善の利益を保障すること、この立場との関係、大臣に一言伺いたいと思います。

○小宮山国務大臣 委員がおっしゃるとおり、子どもの権利条約でそのようにうたわれているというところは、私もよく認識をしております。ただ、今回は、三党で、先ほど申し上げたように、ぎりの調整をした結果、それぞれの党のいろいろな御主張を兼ね合わせて、こういう目的規定にされたものと承知をしております。

○高橋(千)委員 ですから、今言ったのは、資料にちゃんと書いているように、子供のための手当て法というのは政府案なんです。修正する前の案に既に書いているじゃないかと。ですから、民主党はこの時点でもう理念を捨てたのかということをおっしゃなければならぬということなんです。

それで、次に行きたいと思うんですが、政府案で言う子どものための手当ては、法案化を目指している新システム、まだ提出をされておられませんけれども、この中で、給付として位置づけられております。修正により児童手当になることで、もう新システム、必要なくなるという関係ないというふうになると思うんですが、どうなるでしょう。

○小宮山国務大臣 子ども・子育て新システムは、現金、現物双方の給付を包括的、一元的にする制度ということで、内閣府のワーキングチームで議論を重ねてきました。

定されました「子ども・子育て新システムの基本制度について」、ここでは、こども園給付と並んで、個人への現金給付である子どものための手当を子ども・子育て新システムの給付に位置づけていますので、こうした経緯を踏まえてしっかりと対応をしていきたいというふうに考えています。

○高橋(千)委員 ということは、児童手当を、今児童手当法になったんですが、新システムの中に位置づけるという意味ですか。

○小宮山国務大臣 経緯を踏まえて対応するということは、そういうことでございます。

○高橋(千)委員 では、自民党の提出者に同じことを伺います。

新システムについて、かなり総合的な問題でありますけれども、見解を伺いたいというのと、この中に児童手当を位置づけることについて、どのように考えますか。

○田村(憲)委員 そもそも、子ども・子育て新システムについては、いまだ政府から提出されておられませんので、漏れ伝わるところしか内容はわかっておりません。その漏れ伝わるところを聞いておりましたが、その新システムなるもの自体に我々は疑義を持っておりまして、非常に問題点が多いように思います。

そもそもそのように思っておりますので、この中に児童手当をどう位置づけるかなどというようなことはまだ考えたこともございませんので、何とお答えをしないのかわかりません。

○高橋(千)委員 その新システム自体に問題があるということをおっしゃる、まず確認させていただきます。

私も、その点はそう思っているんです。

とをはっきりと言っておかなければならないと思います。

所得税の年少扶養控除の廃止が始まってから、子ども手当をもらったけれども、結局確定申告でマイナスだった、そういう声を聞きました。実際にどのくらいの世帯に影響がありましたか。

○高井政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の、所得税の年少扶養控除が廃止された平成二十三年とこれまでの児童手当制度の時代の世帯の手取り額を比べますと、サラリーマンそして専業主婦、子供一人世帯では、子供が三歳未満で、年収八百万前後の世帯で手取り額の減少が生じると考えております。

この手取り額の変化は、子供の数や年齢等によつて異なるものでございますので、手取り額が減少する具体的な世帯数は正確に把握しておりませんけれども、中学生までの対象のうち三歳未満の子供は二割弱、さらに、そのうち年収八百万前後の一部の所得階層であるということから、一割以下になると考えているところでございます。

○高橋(千)委員 今、三歳未満のところでは二割弱、そのうち八百万のところでの一割くらいであつたということが、推論でしかできないけれども、大体そのくらいだという答弁だったと思うんです。

それで、資料の二を見ていただければ、それがぐっと広がるのは、当然、想像にたかくないわけですよ。年収四百万から五百万の間とところでマイナスが立つわけですね。そして、中学生以前までの子供さんのところは、そのマイナスが立つわけですから、大きく影響が広がるだろうと。

しかも、ざっくり言つて、厚労省の国民生活基礎調査でいいますと、児童のいる世帯というのは、五百万から六百万の年収のところが一三・七%ございます。四百五十万円以上の世帯を足し合わせると七割強になるわけですね。ですから、これほど影響があるんだということを十分な試算もなくて提案するというのが、どういうことになるのかなと思うんです。

そこで、そういう全体的な影響があるにもかかわらず、所得制限、九百六十万以上のところだけ、しかも一律五千円という支給の仕方、非常につじつまがおかしいと思うんですが、なぜでしょうか。

○高井政府参考人 昨年八月に成立いたしました特別措置法におきましては、所得制限を受ける者に対する税制上または財政上の措置等について検討を加え、所要の措置を講じるとされております。このため、厚生労働省では、検討を行った結果、所得制限世帯に対して財政上の措置を講じることとしたところであります。

この所得制限世帯に対する支給額につきましては、所得制限にかからない世帯とそのバランスを考慮いたしまして、五千円を支給する、手取り額の減少等につきましてよく考慮して、五千円を支給する、このようにしたところでございます。

○高橋千一委員 全然答えになっていないと思うんですが、全体としてマイナスが立つのに、何で所得制限を入れて、そこから上のところだけ、しかも一律なのかということなんです。

これまでは、小宮山大臣がよくおっしゃっていたように、なぜ全ての子供に所得制限もかけずに支払うのかということに対して、所得の高い人に対してはちゃんと税制改正で応分の負担をしてもうんだからいいのだと言っていたわけなんです。だから、そのことから見てもつじつまが合わない。

所得制限もやる、しかし支給する。でも、この三枚目を見ていただければわかるように、所得制限の対象というのは、千七百三十万人の子供のうち、百六十万人にすぎないわけですね。もうそっだけ見ている。それ以外のところにマイナスが立っていることに対して何も見ていない。これは全然おかしいじゃないかということを言わなければならぬ。

ちよつとどうしても次の質問がしたいので進みますけれども、さらに、四枚目の資料を見ていただくと、地方増収分の取り扱いについてというのがございます。

これには子ども手当には関係ないものがある。書かれています。子ども手当、結局、児童手当になることで地方の負担分は二対一ということになるわけなんですけれども、一方で、地方税の増収などがあつて、五千五十億円プラスになる、それを何に使うかというのが全部書かれてあるんですね、これは。それで、難病の超過負担分を、二百六十九億円、これで手当ですればいいじゃないかと。これは全然おかしい話なわけなんです。

地方の増収分は、本来、一般財源に回るべきであつて、増収すれば、その分、地方交付税が削減されるおそれもあるわけですね。それを、何か一円たりとも、すきなくほかにちゃんと回さなければいけないという、こういう考え方はなぜ出てくるのかということなんです。

ですから、児童手当に戻つたことで、地方の負担はふえないということをやまず一言確認したい。その上で、独自の施策に、子育てのために使える分に回せるのはどのくらいですか。

○高井政府参考人 お答え申し上げます。

政府といたしましては、この手当の成立の経緯、つまり、年少扶養控除の廃止に伴う地方増収分につきましては、新たな地方の独自施策のための財源ではなくて、最終的には手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致するとこれまで考えてきたところでございます。

このため、政府案での年少扶養控除の廃止による地方増収分五千五十億につきましては、二十四年度において、手当関係の地方負担増で二千四百四十億円、それから、地方の自由度の拡大にあわせた一般財源化等の措置、それと、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として二千六百十億円を活用する、こういうことで国と地方の負担調整を行うこととしたところでございまして、今回の議員修正案でも、費用負担については、政府案のとおりと、同じと考えておるところでございます。

○高橋千一委員 結局、地方の増収分は子育て支

援に使うと言つていたことから、全然違うわけなんです。結局、二年間たつて、一度も民主党のマニフェストを具体化した法案を出せなかった。何度も、ぎりぎりということをや、同じことを繰り返してききました。

やはり、当面は一致できるところからスタートして、時間をかけて合意形成を目指すべきだったんじゃないですか。大臣にも一言伺つて、終わります。

○小宮山国務大臣 マニフェストの中では、チルドレンファーストということで、現金、一番皆さんが求められている経済的負担に対して応えたい、それにあわせて、今、新システムでやっているような居場所をつくること、ワーク・ライフ・バランスなど、総合的にやることを考えてお約束をしてまいりましたが、まず第一歩のこの子ども手当で財源の見通しなどがしっかり立たなかったことから、一度もお約束したとおりにできなかったことは大変申しわけないと思つております。

そうした中で、やはり、中学生までふやしたところとか、児童施設の、施設の子供にも拡充したこととか、そして、子供の成長をしつかり支えるということも含めて、幾つか継続的に残したところがございますけれども、最初のお約束どおりいかなかったことは申しわけなかったと思つております。

○高橋千一委員 終わります。

○池田委員長 次に、小林正枝さん。

○小林正枝委員 新党きづな的小林正枝でございます。

児童手当法の一部を改正する法律案及び修正案について質問させていただきます。

二〇〇九年に発表されました民主党の政権政策、マニフェストでは、子ども手当を創設する意義として、次世代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援すること、そして、安心して出産し、子供が育てられる社会をつくることを政策目標に掲げられました。私は、この考え方が主体に誤りはないと今でも思つております。

子育ては、第一義的には親の責任であることは言うまでもありません。が、次の世代を担っていく子供たちを社会全体で全面的にバックアップしていくことに反対する人はいないであろうと思つております。

そういう意味からしますと、民主、自民、公明の三党修正案で所得制限を求めていることに、私は違和感を覚えます。例えば、所得がたぐさあつて手当は必要ないと思う方は恐らく受給の申請をしないと思いますので、私は必要なことだとも思います。

まず、なぜ所得制限が必要なのか、その理由をお聞かせください。もとより、民主党さんは所得制限など毛頭考えておられなかったと思ひますが、違いますでしょうか。

また、夫婦と子供二人世帯の場合、年収九百六十万円を境に支給のされ方が変わるのか、その根拠について、修正案の提案者より、それぞれお聞かせいただきたいと思ひます。

○岡本（充）委員 御質問いただきました、修正案で理念がどういふふうに表示をされているか。

健やかな成長という言葉に私は意味を込めたつもりでありまして、これはまさに、これまで民主党が掲げてきた、一人一人の子供の育ちを社会全体で応援するという、こういう観点を継承し、これから育っていく子供さん、当然のことながら、先ほど委員もおっしゃりましたけれども、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するというのは事実でありますから、それを踏まえて、今回、こういう規定にした。

それからまた、いわゆる所得制限のあり方についてでありますけれども、これについてはさまざまな御意見はあると思ひます。ただ、昨年八月の三党合意に基づく中で所得制限という言葉が出てきたわけでありまして、これを踏まえて、今回、党としての方針をこの法案に体现された、こういうふうな理解をしております。

なお、九百六十万円という数字については、現法律の中に書いている金額ではありませんので、

恐らく、これは私の推測でありますから政府に聞いていただかなければいけませんけれども、これから政令でその金額を定めていくんだろうというふうに理解をしております。

○田村(憲)委員 委員の御質問でございますけれども、所得制限をなぜ設けたのかというお話であります。もともと我々が進めてまいりました児童手当法は所得制限がございました。

基本的な考え方は、今回の法律の目的にも書かれておりますけれども、一義的には、保護者、家庭が子育てを行う。普遍的な話だと思います、仮に国家がなくなつたつて、やはり家族で子供は育てるわけでありまして。ただし、その中において、やはりいろいろな困難な場合も想定されるであろう。それは、金銭的な部分を考えれば、収入の多い家庭と少ない家庭では、当然、子育てにおいての負担というものは違う。その部分に関して、やはり社会がその部分をしっかりとお支えしようという話でございますから、そういう意味で所得制限というものを設けたということでありまして。

九百六十万円というものの根拠であります。これは、三党合意の中でこういう御提案をいただいて九百六十万円というものが進んできておるわけでありまして、詳細は私はよくわかりませんが、ただ、児童手当のときに、多分、当時、九割の方が手当を受けるといふような形になっておりましたので、これを中学生まで広げた場合には大体九百六十万円ぐらいで九割というふうになるのではないのかなという話は聞いたことはございます。

以上でございます。

○小林(正)委員 私は、社会全体で子供の成長を支援していく理念からして、やはり、所得制限を設けるということに、今の御答弁では納得がいきません。

以下、法律案の第一条、この法律の目的ですが、条文に沿つてお伺いいたします。

条文では、「次代の社会を担う子どもの健やか

な育ちに資することを目的とする。」とあります。これはまさしく、社会全体で子供を育てていくという理念の表明だと思つたのです。

所得の高い家庭とそうではない家庭とに区分して手当を支給するということはこの法律の目的に適さないと思いますが、いかがでしょうか。大臣、どのようにお考えになりますでしょうか。

○小宮山国務大臣 これは、今提出者からも御説明がありましたように、昨年八月の三党合意に基づいて、今回、恒久的なものを恒久法である児童手当をもとにしてつくるという考え方の中で出てきたものなので、これは、三党で御協議をいただいた結果、現実的な決着点だったというふうに考えています。

○小林(正)委員 また、第一条に「家庭等における生活の安定に寄与するとともに」というくだりがあります。これは、かみ砕いて言うならば、所得が決つて高くはない家庭においても安心して子育てができるようにという意味だと私は考えます。

政府側にお尋ねいたしますが、私のこの認識は間違つていないでしょうか。まず、イエスかノーでお答えください。

○藤田大臣政務官 今委員お尋ねの目的規定ですけれども、委員がおっしゃる通りに、そうした意味合いも含まれているというふうに認識をいたしております。

これまでの児童手当法においても、家庭の生活の安定という規定は、児童手当が所得保障施策の一つである、そして同時に、あわせて、単なる低所得者対策ではなくて、児童の養育に伴う家計の経済的負担を社会的に分担することを狙いとするものでございまして、今回の目的規定でも同様の意味で考えているところでございます。

○小林(正)委員 そうだとするならば、所得が高くない人に対する手当ということになりまして、所得が高い人に月額五千円支給しようとすることは御答弁と矛盾を来してしまうのではないかと思います。そのあたりの解釈はどうすればいいの

か、改めて政府側の答弁を求めます。

○藤田大臣政務官 所得制限超えの取り扱いについてのお尋ねでございますけれども、政府案では、所得制限以上の者に対して、通常の支給額よりも減額した額を支給することにしております。これは、所得に応じて一定の差を設けるものでありまして、所得制限を設けたことになると考えております。

また、先ほども申しましたけれども、「家庭等における生活の安定に寄与する」、この規定は、児童の養育に伴う家計の経済的負担を社会的に分担することを狙いとしておりますから、こうした分担の程度が所得に応じて異なるとしても、この規定と矛盾するものではない、このように考えております。

○小林(正)委員 同じく第一条の中には、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもととあります。私は、子どものための手当を定めようという法律の条文にこのような文言が入ることに、すごく違和感を覚えます。

先ほども申し上げましたが、私も、子育ての責任はまず保護者にあると思います。しかし、ここで親の責任を強く強調するということは、逆に言えば、社会の責任は二の次でもないということになりませんか。私が心配し過ぎだということであればいいのですが、そのあたりの私の懸念を払拭していただける御答弁をいただけませんか。

○藤田大臣政務官 保護者の責任と社会の責任ということについてお尋ねでございますけれども、委員もよく御承知のように、民主党が提案をいたしました子ども手当では、親が子の扶養義務を負っているということを前提としつつ、次代を担う一人一人の子供の育ちを社会全体で応援する、こうした観点から実施したものでございました。今回の政府案の目的規定では、こうした点をより明確化し、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」との文言を追加したものでござ

います。子育てを社会全体で支援していくということを軽視しているものでは決してございません。

○岡本(充)委員 先ほども御答弁をさせていただきましたとおり、第一義的な責任がどこにあるのかということについて、委員と考える違つているというわけではございませんし、我々の修正案を通じてでもこれまでの理念を守つて、私はこのように考えています。

○田村(憲)委員 ももとの民主党さんがお考えになられておられた子ども手当、目的がなかったもので、趣旨という形でございましたので、どういう考え方であつたのかよくわかりませんが、自民党という立場でお答えをすれば、我が党は、綱領にも書いてありますとおり、まず、自助努力が一番に来ます。だから、自助。それから、共助。共助は、独立した個人の集まり、それがお互いに助け合うという考え方があつた。そして、その上で、公助という、ある意味政府ですけれども、ここがお手伝いをする。社会という意味からすると、共助と公助というもののミックスになるのかもわかりませんが、まずは家庭も含めた自助努力というものが我が党の基本的な考え方でありまして。

ですから、子供を育てる一義的な主体となる家庭が非常に経済的に余裕があるのであるならば、そこで自助努力をしていただくのがまず始まりであらうと。ただ、そうはいつても、時代時代によつて子供にかかる子育ての費用は当然変わりますし、そういうものを鑑みながら、社会の状況を鑑みながら、共助であるとか公助というふうな形でそれを社会で支えていくという考え方でございまして、まさにこの書きぶりというものは、私は、我が党の考え方に非常に合致しておるなと。決して、社会の責任というのがないというわけではないんです。ただ、第一義的にはまず自助というの我が党の精神でございますから、そういう意味では、この法律の書きぶりというものは非常に我々にとつてはその理念に依拠しておるとい

ふうに考えております。

○小林(正)委員 私に与えられた時間は限られておりますので、残念ですが、次に進みたいと思います。

この間の与野党、民主党、自民、公明の協議の中で、子ども手当から、子どものための手当、そして児童成育手当、その後、児童のための手当、そして今回、また児童手当に逆戻りしました。

子どもと児童のどこが違うのでしょうか。子どもではなぜ悪いのでしょうか。なぜ児童に強烈なこだわりをお持ちになるのでしょうか。そのあたりが私には十分理解できないところがあります。政府及び修正案の提案者、それぞれの御見解を伺いたいと思います。

○小宮山国務大臣 子どもという言葉、児童という言葉、それぞれに強い思いがある言葉だということに思います。

ただ、それぞれの制度の法律の中で、対象とする年齢などが規定をされていて、例えば児童福祉法は、満十八歳に満たない者、学校教育法では小学生、そして今回の児童手当法でも、それからまた子どものための手当法でも、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までにある者と、両方とも同じ対象にしておりますので、そういう意味では、政府提案の子どもも修正案の児童も、法律上定義される対象は同じものであると考えています。

○岡本(充)委員 御質問になられた名前の変遷について、私はそれを見ているわけではありませんが、さまざまな議論があつたのは事実であります。が、児童と子どもについての意味合いについては、それぞれ今大臣もお答えになられました法律の定義がありますし、もちろん、辞書を引けばそれぞれ書いてありますけれども、それぞれの思いが込められている言葉であるという中で、今回、児童手当法の一部改正をもって子供さんたちに対する現金給付をしていくという考え、こういった考え方を安定的なものにしていくということ

とでありますから、そういう大きな流れの中で、今回、児童手当という名前が出てきた、こういうふうに承知しております。

なお、民主党、自民党、公明党との三党合意の中では、今回のこの合意については、新たな児童手当制度を構築するということになっておりますので、その点についても委員には御理解をいただきたいと思ひます。

○田村(憲)委員 子どもでも児童でも、どっちでもいいんですよ。余りこだわりはありません。

ただ、民主党さんがわざわざ子ども手当と名前を変えて、あたかも理念が変わったような、そんなイメージが余りにも先行した。それは、民主党さんがそういう思いがあつたのかどうか分かりませんけれども、世の中がそういうイメージが先行しちゃつたものから、だから、変わつてませんよという意味で、児童という言葉にした方が、そもそも児童手当法の改正で、三党でこれを改正していいものをつくらうという話であつたので、それならば児童でいいんじゃないですかという話なだけなんです。

ですから、もともと民主党さんが児童手当法の改正で拡充していただければ、こんな議論にはならなかつたんです。たまたま名前を変えて、何もかも変わったかのようなイメージになつちゃつたものですか、我々は、そんなものじゃないでしょうということ、こだわつたわけではないんですけれども、もとの名前に戻つたというだけの話だということに思います。

○小林(正)委員 おつしやられることに理解はしますけれども、御答弁としては、私は到底納得いくものではございません。

時間がなくなつてまいりましたので、最後に、この法案に対する私の思いを申し上げたいと思ひます。

子供は国の宝であるとか未来の宝であると言われまますが、提出されました法律案を見る限り、私は、到底そのような思いで大人たちがこの法案を作成したとは思ひません。保護者が子育ての第一

義的な責任を有するとか、子どもという名称を嫌つて何としてでも児童と呼ばせるとか、控除から手当という考え方が曖昧になつてしまつたり、私は大変不満を持っております。

フランスは、先進国の中でも唯一出生率がアツプした国と言われております。それは、さまざまな子育て支援政策を初めとして、国が率先して子供を育てることができ環境をつくる努力をしてきたからだと思ひます。

私たちこの国においても、しっかりと子供を社会で育てていこうという理念が形づくられることを祈念しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○池田委員長 次に、阿部知子さん。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

この児童手当の改正に始まりまして、今回出された法律改正まで、一年半余りの間、五回の、一つの法律のあり方についての審議が行われました。

私自身は、小児科医を長くやっておりますから、子供の問題は、それを児童と言いかえてもいいと思ひますが、よく、子供は炭坑の中のカナリアに例えられます。この社会に起こるものものの問題を真つ先に身に受けて、例えば、今、日本でふえておる児童虐待や、あるいは、子供たち自身が生きておると感じておるような時代状況の中で、政治がござつて、子供たちのために何かできることはないか、お子さんを育てての御家庭のためにできることはないかというふうにかじを切つたということは大変評価しております。

もともと、日本の子育てとは、明治時代に、イザベラ・バードなど海外からこの国に來られて日本各地を見て回つた外国の方の目から見れば、日本は何で子供を大事にしているんだらう、大人の男の方たちが子供と遊ぶ姿、これは当時のヨーロッパではなかつたことだと言われております。そのくらい、コミュニケーションの中で、家庭の中で

子供を受け入れ、そして一緒に育てていくという風習があつたんだと思ひます。

実は、私自身、小児科医になつて三十八年たちますが、まだ学生のころは、日本には児童虐待ということとはほとんどないと言われておりました。

教科書もイギリスのものを使得つて、当時、私たちは、ああ、そういうのがアメリカやイギリスではあるんだつてねと。もちろん、ゼロではなかつたと思ひますが。今や、小児科の夜間救急をやつておりますと、転落を初めとする頭部打撲などの事故は、残念なことですが、まず、親御さんがやつたのではないかと、疑りたくないけれども、そういうことまで含めて見なければならぬ。

やはり社会が病んでおるということのあらわれの中で、どうやつて家庭も社会も子供を守れるかという観点から、この法律についての私の質疑をさせていただきますと思ひます。

冒頭お示ししました資料にございますように、政権交代以来の平成二十一年から二十四年に至るまでの子ども・子育て支援施策に係る費用というものを並べてみました。

現金給付がブルーのところまで、あと、右側が現物給付。ブルーとプラス、まあ見ていただければわかりますけれども、確かに、表面上は、金額は、例えば平成二十一年のトータル三・二兆円、子供施策のうちの一兆円余りが、これは児童手当時代でしたが、今回、名前を変えたところの改正案で約二・三兆円近くになるということ、これはこれで表向きは充実しているようにも受け取れます。

ただし、ここにもう一つの問題があつて、ここには、要は、今回廃止されるという年少扶養控除の地方税の扶養控除分や、もう既に廃止された所得税の年少扶養控除分が隠されております。結局のところ、先ほど高橋委員が御指摘のように、今回の改正をしたとしても、年収四百万円のところから家計の収入は減つてしまふということでありまふ。

私は、これ自身、今、我が国が少子高齢化だと

言われ、どんな政党であっても、子供に対してあるいは子育て家庭に対して政策を手厚くしていると思う流れがあるんだと思いますから、まず小宮山大臣に伺いますが、結果として、これが家計の可処分所得を四百万円世帯から減らしている現状であることについての御認識を伺います。

○小宮山国務大臣 今委員が御指摘になった点が、私自身としても一番気にかかっている、大変申しわけないと思っていることでございます。そういう意味では、そこを何とか解消していくということがこれから私たちに課されているという認識を持っております。

そもそも、所得の高い人よりも低い人の方へということの中から控除から手当ということを出したわけですが、そのときに、先ほども申し上げた子ども手当を満額できるだけの財源の見通しをちゃんと持っていなかったということが一番もとにあると思います。そこは大変申しわけないことで、そういう意味で、これから控除のあり方についてさらにも検討となつていますが、少なくとも、中堅所得層のところを含めてマイナスになつてしまふということは、私どもからしてもあつてはならないことなので、その対応は早急にできるように、そこは力を尽くしていきたいというふうに思っています。

○阿部委員 今の大臣の御答弁のように、野田総理は分厚い中間層と言っているようにしてなぜその手取りを減らすようなことをするんだらうと、私は本当に大きな疑問です。結果的に、子育て世代内で、中学生のいる世帯には少し増収になり、低所得、三百万円以下には増収になったとしても、中間所得層より上は手取りが減る。この国を本当に支えていくためにまさに大事な中間所得層と呼ばれる堅実な国民をどう育てていくのかということが政策の中核に來ないと、私は、これが子ども手当であれ児童手当であれ、やはり子供の揺りかごはまず家庭でありますから、そこがきちんと所得を得られない状態というのは、何としてでもまた大臣に頑張っていたきたいと思いま

す。

と同時に、子供施策は、何も現金だけでなく、現物の部分もございます。

これは、見ていただきますと、現物給付部分は実際にはほとんど増減なしだと思います。例えば、これも園関係の、ピンク色のところですね、これが一・五兆になったり、その前が一・四兆であったりすることから見れば多少ふえたやに見えますが、一方で、その他の部分が二千四百億から二千億に減つたりしております。現物給付に係るいわゆるお金の支出というのは、この予算が厳しいという中であつて、残念ながら余り充実ができていない。

特に私がきょう伺いたいのは、二点ござい

す。

実は、この間、例えば保育園の問題でも、公立の保育園などは一般財源化されてここには出てこなくなつたりはしております。一般財源化するということの裏には、それをやっても質が担保される、子供たちを育てる本当に大事な作業というか営みですから、本当に子供が健やかに育つていくかどうかを検証されねばなりません。

その意味で、公立保育園の運営交付金というのが一般財源化されたことによる影響はどうなのかという点が一点。

もう一つ、今回大変気になりますのは、皆さんのお手元の三枚目の「その他現物給付の減額要因について」という図の中に、実は、子どもの事故予防強化事業というのが一般財源化されました。一般財源化されると、やる自治体はやる、やらない自治体はやらないということになるのですが、この子どもの事故予防強化事業というのがとても重要なのは、実は日本は、新生児死、一歳までの死亡率は世界一、二に低くても、二歳から幼児期の死亡率は、特に不慮の事故というところが高いために、世界で二十位くらいでしょうか、余り褒められてはおりません。

となると、この事業自身は、本当に、さっきの転落とか交通事故とか、あるいは、まかり間違つ

と虐待も入っているかもしれない、そういうことを一生懸命どうやって、例えば、家庭の責任と

いっても、家庭をサポートする必要もありますでしょう。今、家庭に丸投げしても、その家庭自身がお金の多寡だけではなく、子供を育てることに大変困難を持っている場合もあります。ですから、少なくとも命を守る。事故だけはまず何としてでも防止しなきゃいけない部分です。

ここについて一般財源化されておりますが、では、こうした、こで行われてきた今までの交付金事業でしょうか、このものから変えたときの検証、変えるに至る検証はどうなつておるのか。さっきの公立保育園の運営交付金のお話と、二つ伺います。

○小宮山国務大臣 そこも、委員と同じ問題意識は私も持っています。ただ、その検証は今きちんと行われていないと思つたので、私もそこはするべきだと思つたから、するように指示をしていきたいと思つていますし、公立保育所の一般財源化ということも、私も野党議員だったときに、そこはよくないということを言つてまいりました。

そうした中で、今度、子ども・子育て新システムで子ども園給付に切りかえられますけれども、それは、公立のところは一般財源化のままそこに含まれる形になりますので、その問題は、やはり御指摘のように、自治体の意識にかかわるところがありますから、そこがきちんと子供に使われるように、どのようにしていくかということは大きな課題だというふうに思っています。

○阿部委員 次の子ども・子育てビジョンの実施に当たっては、ぜひそういうことをきちんと検証して、本当に、家庭や社会で子供を守つていける国の政策であつていただきたいと思つた。

次に、修正案の提出者、田村委員にお伺いをいたします。

お手元、二ページ目の資料を開いていただきまして、これは、この間、所得税の年少扶養控除が廃止されたことによつて、いわゆる所得税の

課税最低限がかなり下がつてまいりました。

見ていただきますと、平成元年から、人的控除のうち、日本では基礎控除も三十八万円と低いものですから、何とか家計と家庭を健全に運営できるように基本的な人的控除をふやしていこうというので、ここにある順次の改革、これは自民党時代です。それからよくわかりだと思つた、特定扶養控除を引き上げたり、給与所得控除を拡充したり、さらにまた特定扶養控除を引き上げられて、そして配偶者特別控除がなくなりましたけれども、それでも課税最低限度額は三百二十五万でありました。これは、子供二人の、一人が特定扶養控除を受けておられる高校生ぐらいの年齢、そして一人は年少扶養控除とモデル化しました。しかし、その世帯にあつても二百六十一・六万と、かなりのところから課税が始まつてしまつた。

確かに、民主党政権にあつては、課税によるものろろの影響をなるべく遮断しよう、特に住民税の年少扶養控除廃止に伴つてもろろ保険料が上がりますので、そのことを何とかしようという御尽力されていたのは知つておるのですが、しかし、やはり家計にとつて可処分所得のあり方というのは、私は、それが子供の手当で来るからという問題を越えた問題があるように思っています。

今回、プラス住民税の年少扶養控除が廃止されますと、住民税の方はもとも最低の課税限度額が所得税より低いものですから、余りに厳しい取り立てにはなつてはいけないということで、最低限度額よりも課税限度額を少し引き上げては措置してございまして、それでも、私は、住民税の年少扶養控除廃止というのは大変に影響が大き過ぎると思つた。そして、与党におりましたときも、税調でも反対をしてまいりました。

今回、修正案を出された皆さんはこの問題をどのようにお考えであるのか。そして、これは所得税と地方税の絡みで同じようにやらなきゃいけないんだという論議を当時民主党の税調でなさつていました。私は、やはり違うと思うんです。住民税というものと所得税、これからますます分権

化の中で違った位置づけがあつてしかるべきであります。提案者は、私、もろもろ言つて申しわけありませんが、この点、どうお考えでしょうか。

○田村(憲)委員 委員がおつしやられます住民税というものの、これと、言ふなれば所得税、国税の方と、この絡みがどうかというのは、今お話を聞かせたいので、一つの考え方だということふうには感じました。

ただ、ここで、この修正案の中で、そういう部分も含めて速やかに検討をして、そして結論が出たら一定の措置を講ずるというふうに書いておるわけでありまして、もともと我々は、税というものは、国家といひますか行政が国民、住民に課す大変大きな義務だというふうに思つています。ですから、できればそういうものは少ない方がいいのは当たり前でありまして、もちろん、今、財政状況が非常に厳しいので、そうはなかなかない部分があるわけでございまして、それでございます。

そのような考え方と、我々独自の、やはり家庭を大事にしよう、きずなというふうなものも含めて、この年少扶養控除初め控除というものの、所得控除というのに対して我々は考え方、思い入れがあるわけでございまして、ですから、ここで、いろいろな状況を鑑みながら、必要があるのならば、当然のごとく、年少扶養控除というものも含めて見直す、復活も含めて見直すということがあつてしかるべきではないかということで、このような文面を入れたわけであります。

あわせて申し上げれば、先ほど委員がおつしやられましたとおり、この控除がなくなつた部分をそれぞれの家計で子供の数と合わせてプラスマイナスどうなんだということを考えた場合に、民主党さんが初め言つておられたように、財源が幾らでもあつて大きく子ども手当というものを支給できるのであるならばその部分をカバーできるのであります。けれども、現状を考えたときに、なかなかそれだけの財源というものは出てこない。すると、どこかの世帯でマイナス世帯が出てくる。

子育て、子供を大事にと言ひながら、しかし、一方で可処分所得自体が落ちてしまふということを考えますと、やはり、年少扶養控除というものを復活した上で手当をどう考えるのかということ議論した方が、私は、子供をお持ちの家庭、また子育てをする上において、そちらの方が正しい考え方ではないのかなというふうに思つておりまして、そういうことも含めて、この附則の中で検討しようということを感じていただければと思います。

○阿部委員 今回の点について、民主党の皆さんには、この年少扶養控除等々は今度は税額控除で何とかしたいというお気持ちがあるのは知つております。ただ、それが同時でない、こうやつて片方は控除を外しちゃつて手当が行き渡らないとなれば結局家計は苦しむわけで、その間、どちらが一番よいのか、どうするのがよいのか、どこの場それを議論するの、私は非常に重要だと思ひますので、恐らくまた三党で本當の議論をしてみませんが、やはり、偏りのない、本當の議論をしていただきたい。これは、子供については年少扶養控除を廃止して手当にという考え方もあり得るんですが、御高齢者の控除はどうかとか、いろいろな人的控除、トータルをもうちょっと深く考えた結果で考えていただきたいと思ひます。

ちなみに、最後につけました資料、可処分所得の変化試算の中で、これは前回もお示ししましたが、大和総研の資料の中で、あのときは二〇一一年と比べてあつたものを私の部屋で二〇〇九年と比べてみますが、これを見ますと、住民税額の増加とあとは厚生年金の保険料の増加によつて、とにかく四百万円世帯でも、もう二〇一一年を境に二〇一二年からずっと赤が立つていくわけです。この試算はかなりよくできていると思ひますので、こうした状況が一日も早く是正されるようお願いいたします。

最後に一問お願いいたしますが、今回、地方の年少扶養控除を廃止して、そこから上がってくる金額を国民健康保険の都道府県の調整に使うとい

うことであります。そもそもを言えば、子供のために使うものを何でそうするのですかと思ひます。そして、もしそれだけの財源があれば、前から申しておりますように、国民健康保険の問題があるのはもうみんな共有です。特に、お子さんがいる世帯の国民健康保険の保険料が高いのです。この点につきまして、私は、前回、予算委員会でも、今計算されておるところの計算方式、すなわち、基本保険料と、家族の人数掛け一人当たりの保険料、プラス所得比例、プラス資産で計算されますところの家族の人数を、十八歳以上にしてはどうかと。それが子供の基盤を、家計の基盤を高めるということでもあります。

これ、ぜひ御検討いただきたいし、長妻大臣の時代から私はずっと提案し続けております。今のやり方で調整の方に投じては、結局、子供から低所得の高齢者の方に回るだけでありまして、ぜひ、子供自身の施策として検討いただきたいが、小宮山大臣、いかがでしょうか。

○小宮山国務大臣 今回の形になりましたのは、地方増収分の取り扱いについて、国と地方の協議の場で議論の中で、地方団体の方から、地方負担は地方に裁量性のあるものとすべきという御意見が強く出されまして、今回はこのような形になりました。

それで、委員御指摘の点は、予算委員会の中でも、総理も検討をするというふうにお答えをしてるところでございますので、まず、限られた財源の中で、地方からの御要望の多い保険料の軽減を図るということを取りましたが、子供の均等割の軽減については、その後の検討という形で検討させていただきますと思ひます。

○阿部委員 健康保険、国保については国庫負担が減りますので賛成しかねますが、今の小宮山大臣の答弁は、ぜひよろしくお願いいたします。終わります。

○池田委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。

今回の児童手当法改正案は、要するに、マニフェスト撤回の民自公の協議の一環として、子ども手当を白紙にして、かつての児童手当を復活させるもの、こういうふうな考えられております。児童手当法の改正として行われ、所得制限もついたら、名称も児童手当に戻つた、自民党、公明党の完全勝利だ、こういうふうに見ることもできるし、いやいや、所得制限はするけれども五千元は当面支給するんだ、支給額も前進している、子ども手当の理念は死んでいない、こういうふうな強弁をすることもできる。要するに、玉虫色の合意なのではないかと思ひます。

報道によれば、この法案の政府案で子どものための手当というふうになつていたのが、こんな名前ばかりならぬということになり、では、児童成育手当、それもだめ、では、児童のための手当では、それは、自民党がいいが公明党はだめだつた、こんなことも書かれていますが、結局、児童手当になつたという、外から見ている私たちにとつては、実にどうでもいい駆け引きが水面下で繰り広げられてきたようであります。

これも、民主党と自民党、公明党が、枝葉末節の違いがあれども、今や基本的な政策の方向性は全く変わらない、大連立が取り沙汰される今の政治状況を象徴しているようなものだといふふうに思ひます。

私たちは、よくも悪くも考え方が違います。平成二十四年度の予算の組み替え案でも提示をいたしました、子ども手当分の財源は全額地方におろして、地方自治体のみならず考える必要な子育てサービスのために自由に使つてもらふ。保育所の整備のような現物支給をもっと充実させたい、こういう自治体もあるでしょうし、むしろ現金支給やパウチャールのような形にして、利用者に保育サービスをj選んでもらう形を目指す、こういう自治体もあるかもしれない。住民のためのサービスは、住民に近い自治体のみならず決めて、みずからの財源で実行する。民主党もかつては一丁目一番地と言つていた地域主権の考え方でありまして。

その考え方に基づいてみると、今回の児童手当でも、中央政府が巨額な財源を使って全国一律に現金をばらまく、極めて中央集権的な手法に思えてなりません。

まず、そもそも、平成二十四年度政府予算案では、当初、子ども手当の支給にかかわる国の財源というのは一・三兆円ということになっていましたが、今回の修正で、子ども手当改め児童手当の支給にかかわる予算総額というのは要するに幾らになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○高井政府参考人 お答え申し上げます。

今回の修正案によります附則の特例給付も含めた給付総額は、政府予算案と同様の金額になると考えております。御指摘のように、平成二十四年度予算ベースでは、国庫負担で一兆三千二百八十億円でございます。

○柿澤委員 一・三兆円という、それだけのお金を、地方自治体に対して、児童手当として法律に決められたとおり配れと言って、おろすわけでありませう。

これについては、私は今でも思い出すんですけれども、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案、鳩山内閣が提案した初年度の子どもの手当の支給の根拠法案、これを審議していたときに、三重県松阪市の山中市長が参考人質疑で言った言葉なんですよ。平成二十三年度からの二万六千円の公約どおりの支給を全額国費で行うとすると、国から松阪市におりてくる金が七十六億円になる、松阪市、人口十七万人の市税収入は七十七・七億円で、子ども手当の国費を使えば市民税無税で市政ができてしまう。もちろん二万六千円は実現しなかったわけですけども、しかし、松阪市の子育て支援に何が必要かは松阪市が一番よくわかっていて、子ども手当の分の予算をそのまま地方におろしてほしい、こういうことを参考人として発言されました。

この松阪市長の発言というのは、私は大変もつともなことだというふうに思うんですけども、厚生労働大臣、小宮山大臣はどういうふうにお感

じになれますでしょうか。

○小宮山国務大臣 松阪市長を初め、そういうお考えをお持ちの首長さんがいらっしゃるということとは、私も直接お話も聞いていますのでわかりま

す。ただ、今回、子ども手当のことについて、知事会あるいは市長会、町村会の全国の団体の皆様方とお話をする、やはり、手当は全国一律にしてくれ、隣の町と違うのは勘弁してくれという御意見が大変強いので、松阪市長のお考えはお考えとしてあるかと思えますけれども、やはり、持ちたい数の子供が持てないという原因は相変わらず経済的負担というのが一番多い中で、国として、こうしたものをきちんと手当てをしていくということとは必要なことだと考えています。

○柿澤委員 ちょっと質問順を変えますが、私は、現政権が子ども手当の現金給付に傾斜をする余り、現物給付の子育て支援サービスの拡充が、予算面で、いわばクラウディングアウトといひますか、後回しにされてきたのではないかと、そういう疑いを非常に強く持っています。

平成二十二年度の子どもの手当法案と同時並行で発表された子ども・子育てビジョンというのがあります。ここに保育所の定員増や病児保育、家庭的保育等々の数値目標が示されて、年ベースで〇・七兆円、平成二十一年から二十六年度で十兆円の予算が必要だというふうに書かれています。つまり、現政権が掲げる数値目標を達成するために、平成二十六年度までに十兆円の予算を確保しなければいけない、こういうことになっているわけですね。

子ども手当改め児童手当の支給に一・三兆円の国費を費やしなから、この子ども・子育てビジョンの数値目標を達成できるのか。

そこに掲げた具体的な数値目標を少し取り出してお尋ねをしたいと思うんですけども、病児・病後児保育については二百万人、そして認定こども園は二千万人、家庭の保育は一・九万人、こういう数値目標がそこには掲げられております。

去年の子ども手当の一年間つなぐ法案に関連して、この進捗状況をお尋ねさせていただきましたが、平成二十二年度で、それぞれ、二百万人に対して三十九万人、認定こども園、二千万人に対して七百六十二万人、そして家庭の保育は一・九万人に対して〇・四万人、こういう進捗状況を御答弁いただいております。

その後の進捗状況、どういうことになっているか、お伺いをしたいというふうに思います。

○高井政府参考人 お答え申し上げます。

まず病児・病後児保育でございますけれども、御指摘の平成二十二年度、延べ三十九万人でありましたけれども、平成二十三年で延べ四十四・四万人、それから認定こども園でございますけれども、二十二年四月で五百三十二万人が、二十三年四月一日現在で七百六十二万人、それから家庭的保育につきましては、二十二年度、延べ〇・四万人が、二十三年で〇・五万人、こうなっております。子ども・子育てビジョンに沿って着実に進めたいと考えておるところでございます。

○柿澤委員 二百万人の目標に対して四十四・四万人、そして、一・九万人の家庭的保育でいえば、〇・四万人だったのが〇・五万人。平成二十六年の数値目標をこのベースで本当に達成できるのか、こういうふうにお尋ねをいただけない状況ではないかと思えます。

そして、そもそも、こうした現物給付の子育て支援策というのは、その大半が実施主体は自治体ということになりますよね。しかし、この子ども・子育てビジョンの数値目標というのは国が決めたものであります。

平成二十二年度の子どもの手当法案の質疑でたしか確かめさせていただいたと思いますが、この数値目標を決めるに当たって、別段具体的に地方の声をあるいは具体的なプランというものを勘案してこの数字を決めたわけではない、こういうことだったというふうにも思います。

ものだというふうに思いますけれども、そうすると、そのための予算措置等が必要になってくると思えますけれども、国として、自治体が主体でありながらも、この数値目標をみずから設定した立場として、これを達成していくために、どういう形で予算の確保をしていくことになるんですか。お尋ねをしたいと思います。

○高井政府参考人 予算の關係でございますけれども、平成二十三年の四次補正でございますとか二十四年度予算におきましては、御指摘の、例えば病児、病後児につきましては、二十三年から進めております看護師等が自宅を訪問して一時的に保育する訪問型事業を引き続き実施するでありますとか、認定こども園につきましても、一定の要件を満たす保育所型、幼稚園型も二十三年から新たに整備事業の補助対象にするでありますとか、家庭的保育も、複数の家庭的保育者が同一の場所で実施する場合も補助対象にするというふうな対応を行うことによりまして、これを進めていきたいと考えているところでございます。

○柿澤委員 様子を見ていきたいと言われましても、平成二十四年度が間近に迫っていて、二十四、二十五、二十六、三年度しかもない、こういう状況なわけですよ。

今申し上げたとおり、実施主体は地方自治体である、こういう状況の中で、国としてこの数値目標を掲げて、これでやっていくんだ、子ども手当と同時並行で、車の両輪の片輪の方なわけですから、これは、やはり言ったことはやらなきゃいけない、こういうことだというふうに思うんですけども、大臣は、この点について、保育、子育てサービスの実施主体をほぼ所轄する、そうした立場として、どういうふうにお考えになられているのでしょうか。

○小宮山国務大臣 もちろん、現物のこうした保育所の整備などが必要だということの中からこの子ども・子育てビジョンを五年計画でつくっていますので、予算についても、保育所運営費をふやしたり、放課後児童クラブの運営費をふやす、ま

た延長保育もふやすなどして、その五年で目標を達せられるように今努めているところでございます。

先ほどから御指摘の、地方自治体がいろいろ主体的にということ、今度新たに、間もなく法案を提出いたします子ども・子育て新システムの中では、市町村を実施主体にして、そのニーズ調査をし、必要なサービスを充実させていくというふうな、そちらの地方の意見をさらに多く取り入れられるように考えておりますので、そこへつなぐために、この五年計画の子ども・子育てビジョンを達成できるように今最大限努力をしつつ、また新たな、地方を主体にした考え方のところに引き継いでいくような形で今進めているところでございます。

○柿澤委員 だからこそ、私たちは、児童手当、子ども手当改め児童手当といましようか、この一・三兆円の国費も含めて地方自治体のみならず考える子育て支援サービスに充当できるように、このお金も含めて地方に自由な財源としておろしていく、こういうことが必要だというふうに思うんです。そうでなければ、やはり、チルドレンファーストといながら、その子供たちのために最も必要な現物支給のサービスが、ある意味では、計画どおりにも進まない、充実をしていかないう、こういうことになっていってしまうのではないかと、この子ども・子育て新システムの法案というのには要するにいつごろ出されることになるんですか。お尋ね申し上げます。

○伊奈川政府参考人 新システムにつきましては、本年三月二日に少子化社会対策会議において、子ども・子育て新システムの基本制度において、三つの法案という形で提出をするということが決定されております。

提出する時期につきましては、税制抜本改革とともにこの国会に法案を提出するということになっておりますので、現在、提出に向けて作業を急いでいるところでございます。

○柿澤委員 先ほど大臣からお手が挙げられました。

○小宮山国務大臣 今言われたとおりなんですけれども、税制抜本改革の法案は今年度中に出す予定にしておりますので、そのときにあわせて出したいと思っております。

○柿澤委員 この法案が一体通るのか、こういう問題が、先ほど田村修正案提出者の御答弁からも、非常に問題になってくるんだらうな、こういうふうにも思います。そういう意味で、この先の見通しがどうも立たない、こういう状況に全体としてなってしまうのではないかと、思うんです。

ある意味では、ここまである種後退をして、そして、三党の合意に基づき、いわば、考えている方向性はそれぞればらばらだけれども、とりあえずこの年度末を何とか乗り切って、新年度を迎えるためにこの法案は通そう、こういう状況になっているわけですから、私はやはり一から考え直す必要のある、このような時期に立ち至っているのではないかと、思うんです。

その点でいうと、私は、この二年間の子ども手当の支給というものが、どういう政策効果を狙って、そしてどういう結果を現実にもたらしてきたのか、この効果測定がやはり欠かせないというふうに思うんです。

これも、やはり二年前の最初の支給の根拠法のときに、鳩山総理が厚生労働委員会に來られて、お尋ねをさせていた。だきましたけれども、私は、現金給付では子供のために使われる保証はない、それどころか、消費に回るかどうかすらわからない、政策効果のわからない現金支給という点では、麻生内閣の定額給付金に非常によく似ている、こういうことを申し上げてきた。だきました。鳩山総理の御答弁は、子供の育ちを社会全体で応援するものだから、理念が全然違う、こういう御答弁でありました。

改めてお伺いをするんですが、子ども手当と定額給付金というのは、政策効果においてどうい

ふうに違うんですか。お尋ねを申し上げたいと思います。

○小宮山国務大臣 それは、子ども手当は、次代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援するという観点から支給をするものです。

定額給付金については、景気後退下の住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うことを目的とし、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資する、このことを目的とされていますので、全く対象者も政策目的も異なっているというふうに思っています。

それで、委員がおっしゃっていることからしますと、ぜひ新システムのことに、これは地方主体でやるわけですから、御賛成をいただいて、そういう仕組みにしたいだけだと思いますし、別に、この年度末を乗り切ったために何かをしているというのではなくて、子供たちのためにしっかりと、いろいろな政策をとりたいたいと思っていますので、これは党派を超えて、ぜひ子供たちのために積極的な御議論をいただきたいということをお願いしたいと思っております。

○柿澤委員 質問への御答弁を使って御要望をいただきましたので、それについてはしっかりと重く受けとめさせていただきます。思います。

私が尋ねたのは、目的じゃないんです、政策効果なんです。要するに、子ども手当の支給が一体、現実においてどういう政策的な効果をもたらしたのかというこの効果測定をしなければいけないというふうに思うんです。

今回、附則に年少扶養控除の復活に向けた規定が盛り込まれましたけれども、やはりこういうことも、一体、子ども手当の支給によつて、何が、どういう効果をもたらされたのか、ここを測定して、そして、必ずしも期待に合致していない、そういうことであるとすれば、やはり全体的な見直しを行っていくべきだ、これが恐らく修正案提出者の自民党さん、公明党さんの考え方ではないかというふうに思うんです。

やはり、こうした政策効果の測定というのを行

うべきだと思っておりますが、質問を残してしまいましたが、この点についてはぜひ大臣の御答弁をいただいて、終わりたいというふうに思っています。

○小宮山国務大臣 これは、二十三年六月に支給された子ども手当について、その使い道と使用金額に関する調査を行っています。一番多いのは子供の教育費等、これが四六・四％、その次が子供の生活費、三〇・四％など、子供のために使われている割合が大変多いという結果が出ております。

○柿澤委員 やはりどこか同床異夢なんだというところを最後に何か確認させていただいたような気がしますが、時間も来ておりますので、質問を終わらせていただきます。

○池田委員長 次は、あべ俊子さん。

○あべ委員 自由民主党、あべ俊子でございます。

本日は、提案者と政府に対しまして、児童手当に関しまして、子ども手当の修正案に関しまして、質問させていただきました。と思っております。

この議論、非常にわかりにくいと私は思っております。新聞報道を見ましても、その理解度が非常にばらばらなのではないかと思っております。特に、児童手当を戻すために非常に必死になったとか、メンツ争いであったとか、本来、子供のためなのか、児童と子供は何が違うのか、今までの質問にあったとおりであると思っております。

では、今回の児童手当法改正の趣旨に関しまして、この児童手当法の目的規定、この改正に関しまして、修正したその趣旨は何であるのか、提出者のお考えをお聞きしたいと思います。

○田村（憲）委員 児童手当法、今回修正したその趣旨の部分、目的に関してどうなのかという話であります。もともと、今回の提出の時点で、政府案で目的が大分変わっておるといふか、入っていない文言がございます。それが、今まで子ども手当の場合は、目的という趣旨なんですけれ

ども、非常にシンプルで、「この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために」というだけであつたんです。児童手当法は、御承知のとおり、「家庭における生活の安定に寄与するとともに」などというような言葉が入つておつたわけなんですけれども、今回、そもそも、もともと政府提出の法案の中においても、基本的に、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」というような文言が入つてまいりましたので、そういう意味では、以前の子ども手当法案よりは我々の考え方に近づいてきておつたところはあるんです。しかし、さらに一歩進めまして、「健やかな育ち」というところ、ここを今回、「次代の社会を担う児童の健やかな成長に」という、より客観的な言葉にいたしました。

そういう意味では、育ちというと、何か勝手に育っていくような、そんなイメージでございまして、そこをもうちょっと言葉的に、一般的に使う言葉に変えて、我々の思いというものをこの中に入れたという部分でございまして、児童手当で我々が考えておつた目的とほぼ同じような内容になつたのではないかな、場合によつては、より具体的にそれを説明した内容になつたのではないかなというふうに思っております。

○あべ委員 では、名称が児童手当となつたという事は、自公時代の拡充してきた児童手当の精神が復活した、なおかつ具体的に成つたということとよろしいんでしょうか。

○田村(憲)委員 委員おっしゃられますとおり、我々はそのように思っております。

○あべ委員 所得制限に関してお尋ねいたします。

子ども手当制度においては所得制限がなかった。高所得者にも手当が支給されていた。政府案が削除することとしていた児童手当法第五条、この所得に関する記述の規定は修正案により維持されましたが、しかし、今回の改正案、三党合意で所得制限を設けるとしつつも、附則の第二条に、

支給される特例給付として、一定の所得以上の者にも児童一人当たり月額五千元が支給されるものになっていきます。

修正案は、高所得者に手当を支給しないという、本来の意味での所得制限を復活させるという認識なんですか。この、当分の間とはどの程度の期間なのか。これは政府側でお答えいただけますか。

○藤田大臣政務官 今委員の方からお尋ねがございました当分の間ということですが、これについては、今後また、引き続き、三党を中心に御議論をいただくことになるというふうに認識をいたしております。

○あべ委員 では、修正案を出された側の御意見も聞きます。

○田村(憲)委員 当分の間と申しますのは、そもそも、先ほども、阿部委員でしたか、御質問にお答えをいたしたんですけれども、我々は現状のこの状況というものがいいとは思っていないんです。

それはなぜかといいますと、幾つかの観点からそう言えるんですが、一番端的な部分は、まず、これによつて、事実上マイナスの世帯がたくさんあるということ。これはよく考えなければ、要は、実際、子供のことを思つて、児童のことを思つて、本来改正をするはずなのに、その子供、児童を育てる家庭、主体が可処分所得が下がるといふようなところが大幅に出てくるということ自体、これはやはり大きな問題がある。

そしてまた、一方で、そもそも我々が所得控除というものがなぜ必要かと考えたときに、なるべく税金というものは、これは国民に課する義務でありますから、そういうものは少ない方がいいのは当たり前でありますし、一方で、家族というものを大切にしようという我が党の理念からいいますと、そこに着目をしたこの控除制度というものは必要であらうというふうに我々は思っておりますので、そのような理念的な部分から考えて

も、ここに関してどのような影響が出るのかをしつかりと勘案する必要がある。そして、それを勘案した上で、必要ならば所要の措置を講ずる、つまり、控除の復活ということもあるであろうというふうに我々は思っております。

その上で、控除が復活すれば、支給の額の方も考えなきゃいけないという話になってまいりまして、特に、所得制限がかかつていて、そんな世帯にしましては、それに関して速やかにその対応をしなければいけない。つまり、今の支給額というものを停止するということも含めて考えなければならぬということでございますので、当面というのは、ある意味、その前の、速やかなという、これは本体の方の附則でありますけれども、そちらの方に入つていられる部分、これと連動してくるわけでありまして、速やかな、言うなれば、検討、結論を得た上で、所要の措置を講じた上で、この当面という部分の支給を停止するということを考えなければならぬというふうに考えております。

○あべ委員 そうしますと、年少控除の復活も検討されるということは今言及されたわけでございしますが、その年少控除の復活というのはどれくらいかかるというふうに修正案の提出者としてはお考えですか。

○田村(憲)委員 先ほども申し上げましたけれども、速やかにという文言が入っておりますので、それは、速やかであるならば、現在、二十四年度の税制改正の議論を国会でやっておりますけれども、二十五年度も含めて、これは速やかにでありますから、早急にやる必要があると我々は思っております。

○あべ委員 速やか、一年以内という理解なんですか。

○田村(憲)委員 我々の思いとしては二十五年度的なような形で、今、速やかにというような言葉は聞かれれば、念頭に置いておるといふふうにお答えをいたしたいと思います。

○あべ委員 では、政府に質問させていただきます。

す。

年少扶養控除の廃止の影響について伺わせていただきます。

この平成二十四年の四月、五月、所得税の年少扶養控除廃止の影響によつて、従来の児童手当当時より実質手取り額が減少するケースが一部の高所得者に見られるわけですが、六月分以降は、住民税の年少扶養控除の影響も受けるため、年収五百万程度の中間層の実質手取り額が減少する結果になっていきますが、この数字に関しては、政府側、出していただけますか。

○小宮山国務大臣 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、今回、私たちは、高所得者よりも低所得者に有利になる、そして、控除をなるべくなくして手当を必要人にしていくということ、そうしたことから、年少扶養控除をなくして子ども手当を充実させていくというものをお約束させていた、いただきましたが、申しわけないことなんですけれども、財源の手当てがきちんとできなかったというところがございまして、今回のように中間世帯の方でも手取り額が減るということは本当に大変申しわけないことだと思っております。

そういう意味では、ここに対して、速やかにということもございしますが、どのように手当てができるか速やかに検討する必要があるというふうにも考えています。

○あべ委員 中間所得層と言われるのはどれぐらいの幅の方であつて、どれぐらいの影響があるか、具体的に数字が出せますか。

○小宮山国務大臣 年収八百万円以下で実質手取り額がマイナスになるのは、小学生までの子供を持つ場合は、平成二十三年十月から二十四年五月までは年収六百八十五万円以上、平成二十四年六月からは年収四百八十八万円以上というふうになります。

○あべ委員 このことに関して、では、申しわけなかったということで、対応は全くなされないのでしょうか。

○小宮山国務大臣 その、とにかく赤が出ると

いうことは本来あつてはならないことなので、何とかできないかということも含めて、これは三党の中でいろいろと協議をされたというふうに承知をしておりますが、今回はこういう形に、現実的対応ということで合意ができたことと承知をしております。

○あべ委員 中間層に手厚くしなきゃいけないという中で、前の阿部委員からの質問もございましたが、やはりやっていることが全くちぐはぐで、そこところは制度上非常に穴があつたので、こんなさいで済む話なのかというふうに私は思うわけでありませう。

ですから、本日は自公政権時代にあつた児童手当を広げていけばこんな変なことも起きなかつたわけでございますから、余りにも政権交代によつてシステムを変えようとし過ぎた余り、その弊害が、日本国として大切な中間層に一番影響を及ぼしたということは、非常に私は重いものがあるというふうには思っております。

こうした中にありまして、また、先ほどもみんなの党の方から質問がございましたが、子ども・子育て新システムとの関係でございますが、これは消費税を前提にしておりますが、消費税が通らなかつたときは却下するという法案なんではないか。

○小宮山国務大臣 通らなかつたら何とおっしゃいましたか。申しわけありません。通らなかつたら却下、ちよつとその意味合いを教えていただければと思います。

○あべ委員 通らなかつたら、その法案を取り下げることなんでしょうか。

○小宮山国務大臣 子ども・子育て新システムは、その考え方として進めたいものの、例えば幼保一体化をした総合こども園、ここに多くのところがつなげていただくためには、インセンティブをかけるために財源が必要となりますが、ですから、進捗状況が予定どおりに進まないということになるかと思ひますけれども、消費税法案が通らなければ全てできないということではございません。

ん。

○あべ委員 厚生労働大臣としては余り財源は考えなくていいのかどうか、私はよくわかりませんが、この新システムの所要額一兆円、そのうちの、消費税の増税分から七千億を充当するというところで一応予算は出ていますけれども、消費税の引き上げができなかつた場合に、消費税を財源としている新システムは、やりたいけれども、財源は後から考えましようということの大臣の御見解なんですか。

○小宮山国務大臣 今回の社会保障の中で、御承知のように、全世代対応型ということで、子ども・子育てを重点的にやるということを訴えさせていた、だいたいしていますので、何としてもこれはそこを御理解いただいて、通していただきたいと思つています。

○あべ委員 ですから、そこところの消費税が、理解をするかしないかではなくて、財源の整合性のことでございまして、今回の税と社会保障の一体改革、全世代対応型といながら、高齢者と子供に焦点を当て、若者世代の部分が余りにも少ないと私は思っております。

今、本日に二ト、フリーターが四十代もふえている中、さらには就職ができなくて、また、就職してもやめてしまつていたり子供たちがいる中、その部分をもつともしつかり考えなければ、財源の手当てができないけれども、一兆円かかると言われる新システムを通すということでは、その負担は若者に行くということになるわけではございませんか。その財源の整合性を考えたときに、やりたいという気持ちと、では、お金はどうするか、誰が払うのかということをしつかり整理していただきたいと思ひます。

では、もう一回大臣にお聞きしますが、消費税の法案が通らないにしても、新システムは必ずやるということなんですか。

○小宮山国務大臣 通らないという仮定に立つた質問には今お答えする立場にはないと思ひますが、通していただくとように全力を挙げたいと思つています。

ています。

それで、財源を伴わなければ、先ほども答弁させていた、だいたいとおり、当初の予定のテンポでは進みませんけれども、通る前でも、例えば総合こども園のことについても、二一三調査をするとか子ども・子育て会議をつくるのかという部分は税収にかかわらずでできることですので、できるところから進めるということだと思ひます。

○あべ委員 いずれにしましても、やはり自公政権時代の、子ども手当になる前の児童手当に關してもつと修正を加えていけば、こんなに無駄も出なかつたのではないかと私は思つていられるわけでありませう。

今回のものに関しまして、特に所得制限の完全実施ということになります。今後の子育て支援策に關して、今回の修正案の提出者に聞きますが、現金給付だけではなくて現物給付の充実が必要であるということでは言われておりますが、提出者は児童手当のほかにどういう支援策を展開すべきだと思ひます。

○田村(憲)委員 通告いただいていないんですけども。

我々自民党の考え方ですけれども、現金も大事ですけれども、やはり現物の支給というものが非常に大事でありまして、お金をもらつてもサービスが充実してないかつたらやはり子育てではできないわけでありまして、もちろん待機児童をどう解消するかという問題も大事であります。放課後児童クラブ、また病児、病後児等々含めて、どうやって総合的に子供たちが、しつかりと子育てできる環境をつくれるか。また、専業で、子育てを専門でやつておられる主婦の皆様方に關しまして、子育てに対するストレスをどうやって緩和できるような環境をつくるか、こういうことまで含めて、やはりしつかりとした予算をつけた上で整備をしていく必要があるのではないかな、こんなふうには思つております。

あわせて、所得制限のお話がありました。実は、これは世帯主という考え方のもとで今所得制限をかけておりますけれども、本来、世帯収入というものは、旦那さんと奥さんといひますか、それぞれ両方において、今ダブルインカムであるわけでございます。将来的にはちよつとそこまで含めて、世帯収入で全体の所得制限も含めたいという給付を考えていかなければならぬのではないかな、そんなことも今課題として感じておるような次第であります。

○あべ委員 今、田村議員がおっしゃつた、夫婦の場合であります。世帯主とは私は限らないと思ひます。奥様が給与が高い場合もございませう。

そうすると、夫婦合算ということも考えるというございませう。夫婦合算にした場合はどれぐらいの影響があるかということはお考えになつていらつしやらないですか。

○田村(憲)委員 かなりの影響はあると思ひます。ただ、これは税の方との絡みもございませう。ただ単に手当の部分だけで済むのか、それとも、税まで含めて、フランス型のようなものを考えていくのかということも含めて、ちよつと大きな議論をしながら、しかし一方で、やはり世帯の収入と子育てというものは非常に大きな関係がございませう。大きな部分でありますけれども、ある意味、早急に考えた上で、一定の結論を出していかなければいけないのではないかな、個人的にそのような考えを私は持つております。

○あべ委員 本日に今、夫婦共働きでないと生活が支えられない方も非常にふえていく中、私はこの部分は大きな影響があるのではないかなと思ひていられるわけでございます。

いづれにいたしましても、ばらまきと言われていた子ども手当であります。本日に子供のために使われていたのかよくわからない。しかしながら、今回の自助、共助、公助ということを考えて児童手当の部分の修正案になつてきたということの評価は私はある程度すべきだと思ひます。しかしながら、幾つかの新聞記事の中には、今

回の修正案に関しても、所得制限といえども、九割の子供が対象になるということであれば、余りばらまきと変わらないのではないかとという批判も実はあるところでございます。今、田村議員がおっしゃった、夫婦での世帯全体の収入ということを考えていくということになると、また話は違ってくるのではないかと思っています。

特に、年収九百六十万という話があるわけでございますが、これは私が今おります地元ではあり得ない額でございます。年収四百万になったら高額所得者と言われている地域で九百六十万というのは、地方にはなかなか理解ができない数字ではないかと思っております。

いずれにいたしましても、児童手当を修正していく形で最初からやれば、この二年半、子ども手当だ何だ大騒ぎをしたことは、非常に時間が無駄であったとは思いますが、さらには、事務費の部分もかなり無駄をしたのではないかと思っております。

子ども手当に関して、特に事務手当、幾らぐらいかかったか、政府側、今ちょっと覚えていただきます。

○小宮山国務大臣 御通告がなかったもので、今事務方から聞いたところ、導入時に百億ということでございます。

○あべ委員 百億であったわけでございますが、本間に、事務の部分の無駄と、さらには、子供を持った世帯に対する混乱をさせ、やたらばらまきをしてきたあげくに、また児童手当の修正案に戻るといふことは、私は、この二年半の政権交代そのものの無駄だったことの象徴ではないかと思っております。やはり、こはしっかりと政治が安定していくことが大切なのだから、変なことで浮動票ばかりを狙って、変なマニフェストを言い続け、また国民を混乱に陥れた罪は非常に大きいというふうに出ておられます。

ということで、私、時間になっておりませんが、質問を終わらせていただきます。

○池田委員長 次に、古屋範子さん。

○古屋(範)委員 おはようございます。古屋範子でございます。

きょうは、児童手当法改正案について質問してまいります。これまでの議論と多少重なるところもございますが、確認のために、大臣、お伺いしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

昨年の八月四日なんですが、民主、自民、公明の幹事長、政調会長の会談で、民主党政権のいわゆる目玉政策であった子ども手当につきまして、今年度限りで廃止される、そして、来年度から児童手当を復活、拡充するということが合意をされたわけですね。

しかしながら、今回の政府提出の法案につきましては、この三党合意、「児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする」としたわけなんです。が、実際は、手当の名称についても、合意を得ることなく、児童手当から子どものための手当と改めることになっておりました。また、検討事項になつていた所得制限以上の者に対する必要な税制上、財政上の措置につきましても、一方的に決められておりました。もともとは三党合意を基本にするはずであったにもかかわらず、このような経緯で今回の政府提出の法案が決定をされていったということでございます。

しかし、これを乗り越えまして、三月の初めに、自民、民主、公明三党の実務者の協議に入りました。それによりまして、この四月から支給をしていくことにしましては、やはりこのところを一番私も懸念しておりました。自治体、そして何といつても子育て世帯に迷惑をかけたという程度に混乱をさせたりしてはならない、ともかく年度内成立をさせなければいけないということで、鋭意、実務者間で調整を行ってまいりました。それによりまして、支給に空白が生じるというような最悪の事態は避けることができたと思っております。

民主党政権となつてこの二年間、二転三転いたしましたこの現金給付というものが、これでやっ

と恒久的な制度になれたと確信をしております。ですので、今回の修正案は評価をできると私自身は考えております。遅きに失した感がございますけれども、今回の政府また民主党の決断に関しては評価をしたいと考えております。

初めに、大臣、この修正案について御所見をお伺いしたいと思います。

○小宮山国務大臣 民主党を中心とした政権といましては、子供の手当ということを重要に考えてまいりましたが、再三申し上げるように、財源の手当てがきちつとでなかつたということで、いろいろとつなぎつなぎの法案になり、当事者の方にも御迷惑をおかけしたことはおわびをしなければいけないと思っております。ただ、こういう提案をしたことで、国会の中でこれだけ子供のことを議論したということは、これからの方向に対して一つのプラスになることかなというふうにも思っているところでございます。

それで、この手当につきましては、昨年の八月に、本間に三党の実務者の皆さんで誠心誠意話し合つていただいて、この四月からの恒久法も三党で御協議をいたしたということになってまいりました。が、残念ながら、法案提出の時期を迎えてもそれが成り立たなかつたので、やむを得ず、政府の方で一定の考え方で出させていただきました。それを今回また、三党の方がぎりぎりの協議をしていただいた結果、実現可能な着地点を見出していただいたということ、子供を育てていらっしゃる皆様にも地方の皆様にも大きな御迷惑をかけることなく四月から施行できるということは、そうした皆様の御働きに対しては心から敬意を表したいと思っております。

(長妻委員長代理退席、委員長着席)
○古屋(範)委員 子供についての議論は確かに必要であつたかとも思いますけれども、この二年間迷走した子ども手当についての議論、これについて、これほどの時間を費やしたということが果たして重要だつたかどうか、私は実は疑問を持っております。もっとほかにやらなければ

ならぬことがあつたのではないかと思っております。

とりあえず、きょうこの厚生労働委員会で採決がなされれば、こうしたことに時間を費やさなくて済む、この点に関しては私は本当に安堵いたしております。

この子ども手当ですけれども、先ほどの柿澤委員の議論にもありました、当初から、政策効果というものが曖昧であつたと思っております。最初は少子化対策、その後、家計支援策、そしてその後は景気対策というようなことも言われておりました。また、やはり何といつても財源のめどが立っていなかつた、これが最大の問題であります。

政権公約で掲げられた月額二万六千円、これを実現するには五・五兆という巨額な財源が必要なんです。無駄を排して十六・八兆出すとおつしやつていたんです。結局はこれはでなかつた。半額の一萬三千円です。結局はこればりとしていた現状です。それをいとも簡単に実現できるかのように説明していた、これは非常に無責任であると思ひます。

現実の財源の中で、どこまで何を優先してやっていくのか、こはしっかりと考えなければいけない点であります。

これまで、党内の議論も迷走していったようであり、いたずらに国民に混乱を与えた責任について、ぜひ自覚をしていただきたいと思っております。この二年半ぐるぐる回つて、またもとのところに戻つてきてしまつた。一体この二年半は何だったのかということになってしまつています。もっと早くマニフェストを見直して、責任ある提案ができなかつたのかどうか。政策効果が曖昧な上に、巨額な財源の手当てがつかないで批判を浴びてきた子ども手当は廃止されても仕方がないと言ふことができると思ひます。

名前こそ子ども手当とされておりましたが、結局これは、児童手当に国費を上乗せする形で支給されてきたもので、まさに児童手当の拡充

以外の何物でもなかったというふうに思います。

政権交代後、子ども手当の制度は、二年間で三回に及びました。月一万三千円の半額支給で二十二年、単年度でスタートしました。財源難から二十三年の満額支給を断念して、二十三年四月から九月はつなぎ法、二十三年の十月から二十四年三月まで特別措置法、本当に、終わったかと思えばまたすぐにこの議論、そういう状態が続いておりました。やはり、もう名実ともに、子ども手当というのは無理であったし、これはもう壊れたというふうに断言せざるを得ないと思っております。

制度が変わるたびに、支給額や手続の変更など、子育て世帯、市町村にも大変迷惑をかけてきたと思っております。このさまざまな変遷を見てきて、丁寧な説明なくして国民の理解は得られないと思っております。この二年間の子ども手当の混乱、迷走、この影響を総括して、子ども手当は必要な財源が確保できなかった、このことを率直に国民に対して謝罪し、説明をしていただいたいと思えます。

○小宮山国務大臣 もともとこの国は、子供に対する、また子育てに対する支援が非常に少ない国だということの中から、政権交代に当たりまして、まず、一番子供の育ち、そして子供を持ちたい人に障害をしているものが経済的な負担だということ、まず経済的な手当てということ、子ども手当のことを出させていた、だいたいのような就学前の子供の居場所をつくること、また働き方など、総合的に子ども・子育て支援をしていきたいと考えていました。

先ほど政策目的が曖昧だったというお話があった、党内でしっかりとそこが共有できていなかったということは大変申しわけないと思っておりますが、つくった当事者の方としては、子供の育ちを支援することが政策目的で、その結果として、持ちたい人が持てることによって少子化対策にもなるというような、そういう考え方をとつて

おりました。

ただ、御指摘の点につきましては、先ほどから再三申し上げているように、子ども手当として月二・六万円お払いをするということと掛けながら、それに見合った財源の見通しが甘くて財源調達ができなかったために、この二年半、大変いろいろな意味で混乱をさせたことは、本当に心から申しわけなかったとおわびをしたいというふうに思っております。

ただ、子供についてこういうふうに大事に考えて、現金も現物もすけれども、充実をさせていくという方向性は間違っていないと思っております。で、そこはまた、ねじれた国会の中ではありますけれども、各党、皆様方、その思いは同じだと思えますので、どうやって子ども・子育てを本当にこの国の中で将来に向けて支援をしていくかということ、さらには、三党だけではなく、全党、全国会議員がしっかりと考えていただければと思えますし、私自身も、しっかりとそこは、リードをしていくところがあるのであれば、していきたいというふうに考えているところでございます。

○古屋(範)委員 確かに、子育て支援を拡充したい、これは皆同じだと思います。公明党も、この四十年間、児童手当の拡充を行ってまいりました。

しかし、やはり財源の裏づけがなければ、理想は理想としても、現実問題、それは実現できるものではありません。ですので、その理想は理想として、現実の中でどれだけの額を支給していけるのか、これは皆さん方も、多分二年半の間の中で学んでこれたのではないかとこのふうにも思っております。しかし、この二年半の迷走、混乱、国民にとつては大きな損失ではなかったかというふうに私自身は考えております。

次に、年少扶養控除の今後のあり方についてお伺いをしたいと思います。看板政策であった子ども手当なんです、控除から手当て、これは私もその理念は共有をしてお

ります。税制の減税効果による支援から現金給付へ、こういう転換を目指してこれたということだと思います。しかし、一人当たり二万六千円という恒久的な手当制度を確立することを前提に、その財源確保となる年少扶養控除の廃止、こちらが先行して、見切り発車で実施されてしまった。満額は到底支給ができない、これが現実です。

このために、児童手当制度と扶養控除が併存していたところよりも実質的な手取り額が減少する世帯が中高所得世帯を中心として多数発生をしてしまふ、このようなことになってしまったわけですね。最終的に、月一万円から一万五千円にとどまるということが確定をしまして、扶養控除廃止による増税分をカバーできないということが発生をしております。特に中所得世帯、ここに関しましては、我が党の坂口元大臣も心を砕き、何とかせねばならぬと最後まで腐心をしてまいりました。

今回の修正案でも、五千円の特別給付が当分の間支給される高所得世帯だけではなくて、中所得世帯、ここが非常に問題なわけです。厚労省の試算によりますと、妻が専業主婦、小学生以下の子供が一人の世帯では、旧児童手当の時代と比べて、年収五百万円から四千五百円、年収八百万円から四万九千円の負担増となってしまうというわけです。

子育て支援のために創設したこの制度、だいたはずなんですけれども、結局、旧児童手当以下の恩恵しか受けられない世帯がある。これは本当に大きな矛盾が生じたと思えます。児童手当を着実に拡充してくれば、このようなことは起きなかったと思っております。余りにも見通しが甘かったと言わざるを得ません。

この修正案の附則に扶養控除についての検討事項が盛り込まれておりますけれども、扶養控除の今後のあり方について、大臣のお考えを伺いたいと思えます。

○小宮山国務大臣 これは、控除から手当ということについては御賛同いただけるという御意見もいただきましたけれども、おっしゃるように、や

はり控除を廃止することと手当を充実することが同時に行われなければいけないかったというのはそのとおりでございます。

ただ、税の控除は、御承知のようにタイムラグがあつて、国税、地方税で翌年だったり翌々年だったりするので、その分の財源はあるのですよという話はしてきたところなんです、なかなかそこが御理解いただけなかったこともございました。結果として中所得者のところでマイナスになつてしまふということは、先ほどこれも答弁させていただきましたとおり、私も一番そこに強い問題意識を持っています。御党の坂口委員から、いつもいろいろと前向きな御提案をいただいたことに感謝を申し上げたいと思っております。

そういう意味で、そのマイナスになる、赤になつていくところを一刻も早く消さなければいけない、戻さなければいけないということは考えておりますので、これは、関係府省また与野党の御意見も伺いながら、どういう方法でやっていくのかということとは早急な手当てが必要だということに認識をしております。

○古屋(範)委員 引き続き、税制について、配偶者控除についてお伺いをしてまいりたいと思えます。

報道によりますと、小宮山大臣は昨年の九月二十一日に、社会保障審議会長時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会にみずから出席をされて、優遇措置の見直し範囲を年金から税制にまで広げる考えをお示しになりました。

この議事録によりますと、「その中でも、本当に公平な働き方、それに対する社会保障という意味で、短時間労働者に対する健康保険や厚生年金の適用拡大、これは、他の配偶者控除の問題ですとか第三号被保険者の問題ですとか、トータルに考えなければいけない問題がございます」、このようにおっしゃったのであります。妻の年収が百三万未満であれば夫が納める所得税などが安くなるこの配偶者控除の撤廃については、民主党の政策集、インデックス二〇〇九にも同様の内容が

でございますね。

また、小宮山大臣が副大臣であったときに、一昨年の民主党の税制調査会でも配偶者控除の廃止について主張された。また、昨年三月十一日のインタビューでも、控除から手当への考えのもと、配偶者控除の見直し、廃止について言及をされています。

そこでは、そもそも子ども手当は、複雑に入り組んだ各種の控除をやめて、必要な手当を直接給付しようという発想から出てきたんです。控除だと高所得の人に有利で、税控除の低い、低所得の人に何も恩恵がない。続けて、子供の扶養控除と配偶者控除に目をつけられた。所得再配分機能が低いこと、増加する共働き家庭に不利なことから、公平性に問題があると見た。この二つを外して、その金額を子供の数で割ったら一万六千円だった。だから、私たちがこの制度の際に提案した一万六千円という数字は、ちゃんと財源と手当が見合っているのだ。今やっている社会保障と税の一体改革の中にも子ども手当は入れますから、一万六千円を上回る部分についても、その時点では恒久的な財源がしっかり確保できると思っているとおっしゃっていますね。一万六千円の財源はあった、それがいきなり二万六千円になった、ここがよくわからない点であります。

しかし、先日、岡田副総理が配偶者控除廃止を撤回する可能性について発言をされています。このところは一体どうなっているのか、副総理の発言であります。

今回、児童手当の三党合意によりまして、配偶者控除も見直さざるを得ないとの見方もございますが、民主党が掲げた配偶者控除の廃止は、控除から手当への象徴、小宮山大臣が以前から主張されている御持論だと思ふんですけども、女性の社会進出促進という大きな目的もあるでしょう。この配偶者控除の廃止について大臣は今どうお考えなのか、伺いたいと思います。

○小宮山国務大臣 私自身はずっとそういうことを言っておりますし、大臣に就任したときも、や

はり配偶者控除の廃止、それから三号被保険者の見直し、それと短時間労働者への社会保険の適用拡大を総合的にやりたいということを申し上げました。

それは、やはり今、働く女性がふえているということ、それから、今働いていない人でも、潜在就業率という、働きたいと思っている人は先進国並みなんです。いろいろな意味で働き方に中立で公正な制度ということ、民主党もずっと言ってきたところでございますので、ここは私は、やはり配偶者控除を廃止すべきだという考え方はずっと持ち続けています。

ただ、税調の中でも、消費税のこととか再配分機能を高めることとかいろいろな議論の中で、今回また残念ながら見送られたということで、社会保障・税一体改革の大綱の中でも、配偶者控除をめぐるさまざまな議論、課税単位の議論、社会経済情勢の変化等も踏まえながら検討する、検討、検討が多くてというお叱りを受けておりますけれども、引き続き検討することになっていきます。

一言申し添えれば、岡田副総理とも私はお話ししましたが、配偶者控除廃止を否定したことは、全くないということでございますので、実際の発言と報道ががちよつとずれているのかということとは本人に確認をいたしました。

○古屋(範)委員 税制改正、なかなか大きな路線、大きな方針のもとに一つ一つ行われているとは到底思えない感じがいたします。できるところをつまみ食いのやって、今、その矛盾が起きているというふうに考えます。この点に関しては、またさらに機会を得て議論をしてみたいというふうに思っております。

次に、年少扶養控除廃止による地方の増収分について伺いたいと思います。

この年少扶養控除の廃止による地方の増収分は、平成二十四年度において六千二百億円です。このうち一千五百億円は、平成二十二年十二月の五大臣合意で地方特例交付金の減額に充当することが決定しております。残りの五千五十

億円については、昨年十二月の四大臣合意によつて、児童手当の負担割合の変更に伴う追加の地方負担に充てられるほか、地方特例交付金の廃止に伴う地方負担の増額分、また子育て関係事業に係る国庫補助金の一般財源化にということが決まっております。

これまで子ども手当の財源議論を何度もしてきたんですけども、この財源をぜひ、子供の命、健康を守ることに使うワクチン、予防接種の財源に使っていただきたいと私は考えます。こうした現金給付の場合には、多くは確かに子育てに使われるんですが、それ以外のものにも当然使われてしまうということが起きても、予防接種の場合には、そのまま直接子供の命を守ることに使われます。いまだに多くのワクチンが任意接種で、自己負担があったり、自治体によってばらつきがあったりしております。家庭によって経済格差あるいは情報格差があって、子供の健康が左右されてしまう、このようなことがあってはならないと考えております。

ですので、ワクチンで防げる病気から子供たちを守る、子育て支援の観点から、ぜひこの部分の予算を予防接種に充当していただきたい、このように願っております。大臣、いかがでしょうか。

○小宮山国務大臣 委員がいつもするように御主張いただいていることは十分承知をしております。

今御紹介いただきました平成二十五年度の追加増収分については、昨年十二月二十日の四大臣合意によりまして、「基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用する」とされていまして、「具体的内容は今後検討」ということになっております。

この四大臣合意の内容も踏まえまして、厚労省といたしましては、新たなワクチンの定期接種化を含む予防接種制度の見直しについて、財源の問題を含めてできるだけ早く予防接種部会での結論を得まして、予防接種法の改正案を提出できるよ

う検討し、関係者との調整も進めていきたいというふうにご考えているところでです。

○古屋(範)委員 今、予算措置で行われておりますHiibワクチンなどの三ワクチン、また、私がもう二十五歳になった息子を育てるときに自己負担で行ったおたふくなどもいまだに定期接種になっておりません。これも、多分財源ありきで、どこまでやれるかということになってございとおもいます。ぜひ確保して、予防接種法の抜本改正をしてまいりたいと考えております。

もう時間がなくなつてまいりましたけれども、先ほどあべ委員も質問されていた内容とちよつと重複いたしますけれども、所得額の判定、これが世帯の合算所得ではなく、主たる生計者の所得になっているという点についてお伺いをしたいと思います。

御存じのように、共働き夫婦で九百万円ずつ年収があった場合、世帯で何と年収千八百万円となるんですけども、所得制限未満として手当は満額支給されてしまうんですね。一方、専業主婦がいる世帯では、主たる生計者の年収が一千万円だったとしても、結局はこの所得制限以上となる、減額をされてしまう。非常に矛盾が生じております。この所得制限、世帯合算の所得とした場合、支給率がどのくらいなのか、一体、把握をされているのかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

また、自治体が児童手当に対応した設計システムを変更することによって、現在、ソフトを子ども手当用につくり直しているわけなんです。さらに今後このことを考えると、やはりシステムを改修することまた迫られている。非常に大変です。所得制限の導入で対象世帯の所得も把握しなさいいけない、これも年度内に決まるかどうか、非常にはらはらしていたと思います。システム改修の費用、事務負担増などへの懸念も聞いております。

現在、二月末時点で、対象者の三から四%、数十万人が未申請であると聞いております。これは

修正案の中で半年延長されることになっておりますけれども、事務負担の増加は避けられません。

新制度の実施に当たりまして、こうした市町村のシステム改修、支給事務等、煩雑にならないよう、国としても十分な配慮が必要であり、対応策が求められております。また、被災地の市町村に關しましては、さらに十分な支援が求められていると思います。この点に關して、政務官にお伺いたします。

○藤田大臣政務官 所得制限の判定の問題でございますけれども、ここに矛盾があるということについては私どもも認識を共有するところでございます。

ただ、この支給率がどれぐらいになるのかということについては、具体的に基準額を幾らに設定するかによって異なりますので、なかなか現時点で具体的な数字をお答えすることは難しいんですけれども、平成二十二年の国民生活基礎調査のデータで見ますと、十八歳未満の児童のいる世帯の所得分布、これが一千万円未満の世帯が全体の八三・四％を占めているということでございますので、一つの参考の数字であろうかというふうに考えております。

それから、システムの変更やいろいろな申請手続等、市町村の負担も大きくなっているということについての御指摘でございますけれども、今回、所得制限を六月分から導入するということがいたしました、具体的に支払い実施は十月からということでございますので、現場のシステム改修については、必要な期間、配慮をさせていただいているところでございます。また、このシステムの改修については、安心こども基金を活用して実施できるように、二十三年度の第四次補正予算で必要な額を計上させていただきました。

また、昨年成立をさせていただきました特別措置法の受給対象者については、新たな制度でも全て認定があったものとみなして、申請や認定の事務を簡略化したところでございます。先ほど委員御指摘がございましたような未申請者がまだいると

いうことでございますので、そこについてはこれから広報も含めてしっかりと対応してまいりたいと思っております。

そして、さらに現場で円滑に事務ができるように、統一的なQアンドA、こういったものも提示をしてまいりたいと思ひますし、被災地については、現時点では御要望がございませんけれども、これからいろいろな御要望もあらうかと思ひますので、それについては適切に必要な措置をとつてまいりたい、このように考えております。

○古屋範委員 そろそろ時間ですので、以上、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○池田委員長 次に、大西健介君。

○大西健委員 民主党の大西健介でございます。

私、この委員会で初質問させていただいたのが平成二十二年の二月二十四日、子ども手当法案に対する質問でした。あれから二年、再び本法案に對して質問させていただく機会を得たことというのは、私にとつてもいろいろな意味で複雑な思いがあります。

子ども手当制度については、私は、いろいろな批判や誤解もありますけれども、ただ、高い評価も得ていたし、大きな期待も受けていたのではないかとこのふうに思ひます。

そういう中で、新聞の投書欄に、子ども手当に對するいろいろな意見が載つておりました。その幾つかを拾つてみましたので、ちよつと今から御紹介をさせていただきますというふうに思ひます。

長崎県大村市の五十八歳の主婦の方。「私は既に子ども全員が成人して支給対象外ですが、六人の子どもを育てている時に痛感しました。それは、子育てをあくまで個人の自己責任上の営みであるとする世間の冷たさと、未成熟な制度の中で負担する費用の大きさを「二手当」には、育児をする養育者への社会からの応援というメッセージもくみ取れます」。

次に、千葉県流山市の三十七歳、介護職員の男性。「子ども手当はバラマキの典型、愚策なのか。私は政権交代で子ども手当が半額でも実践され、ようやく世の中堅・子育て世代に目が向けられるようになったと喜んでいた。国の財政赤字は、子育て世代の責任ではない。これまで血税をばらまいてきた自民党と、受益者であり長年政権を支えてきた高齢者・農家・土建業者たちの責任ではないのか。子ども手当がムダだというなら、今の高齢者の年金、社会保障に対する負担と受益は適正なのか？」。

最後に、神奈川県川崎市の五十九歳、NPO主宰の女性。「なぜ他の政策の財源は問われず、子ども手当だけが目の敵にされるのだろう。少子化で子どもが増えないと日本社会は立ち行かないと、あれだけ大騒ぎしていたのに、いざ子ども手当が決まるとこのような状況になることが不思議でならない」「日本はつくづく子どもが嫌いで、子どもたちに冷たい国のように思える。このままでは、この国に子どもは生まれず、未来に希望は生まれようがない」。

こうした声は、ほかにも私はたくさんあるというふうに思ひます。

しかし、先ほど来お話があるように、政治にある意味翻弄される形で、細切れの立法措置、つなぎ法案が繰り返されてきました。このままでは、いつか手当がなくなってしまうんじゃないかという不安も消えませんが、そういう意味では、早く恒久法を成立させて、安定した制度にしていくということが私も大変重要なことだというふうに思ひます。

私が今紹介をさせていただいたこういった声、小宮山大臣、聞いていたでいて、率直な感想として、今、この法案を成立させて、安定した制度を一刻も早くスタートさせるということに對する思いというのを改めてお聞きしたいと思ひます。

○小宮山國務大臣 今委員から三通の投書を御紹介させていただいて、そういう声に正面から応えられて

いないことに対して本当に申しわけないというふうに思ひます。

私も、この子ども手当をもともと野党のときに作り出した一人でございますので、いろいろな思いを持っています。ただ、再三先ほどから申し上げるように、その財源の見通しが、野党であつて、マニフェストにつくつたときに甘かつた、そこが詰め切れていなかったところ、それが最大の原因だと思ひますので、そこは本当に申しわけなかつたとおわびをしたいと思ひます。

ただ、一方で、現金給付、それから今新システムで提案させていただいている小さい子供たちの居場所、それから働き方の見直しなど、また虐待防止とか小児医療の問題とか、総合的に本当にチルドレンファースト、子供のためにという思いをやつてきていますので、今、その財源の見通しの問題やら、大震災の後、たつたり、経済の状況、たつたりでお約束したことが実現できないことはおわびをしながら、私どもが政権を担わせた、いただいた当初の子供たちに対する思い、そこを政策に結びつけないことについては、またこれからもしつかりと取り組んでいきたい、そのような思いを持っているところで、今回、三党でこういう現実的な対応をしていたことについては、しっかりとそれを執行していきたいと思ひているところであります。

○大西(健)委員 我々も、きょうの質疑をずっと座つて聞いていて、非常にフラストレーションがたまりますけれども、我々以上に恐らく大臣が、いろいろな思いがある中で、つらい御答弁をされているんだというふうに思ひますが、引き続き、そのチルドレンファーストの精神だけはぜひとも堅持をしていただきたいというふうに思ひます。

ただ、私は、この間、子ども手当には、国民の間にはいろいろな誤解もあったんじゃないかなというふうに思ひます。

まず、よく聞く声が、高額所得者にまで子ども手当を配るのかという声です。これは、言うまで

もありませんけれども、扶養控除が子ども手当に振りかわると、高額所得者の減税額は減って、高額所得者から低所得者の方に所得再配分がむしろ進む。高額所得者は、定額の子ども手当なんかをもらうよりも控除で減税を受けた方が、得たという言葉が適切かどうか分かりませんが、得たということだと思えます。

それからもう一つ、テレビ等で若いお母さんたちが、私は子ども手当なんか要らないから保育所をつくってほしいわという映像がよく流れるんですけども、私は、これも誤解があるんじゃないか。というのは、現金給付も現物給付もこれまでに、とにかく両方ともやるんだというのが現政権の立場だというふうに思えますし、これまで以上に保育所の整備等も進んでいるということだと私は思っております。現金給付をやめて、それを現物給付にすれば、総額として子供のためにお金というのは逆に減ってしまう、こういうところを十分に国民に伝え切れていなかったんじゃないかなというふうに私は思っています。

あと、外国人の手当の話とか、保育園や給食費の天引きの話も、これはもう既に二十三年度法案で解決済みでありますけれども、これも別に、児童手当のときからそうだったということを知らない国民も多いんですね。そういう意味で、私は、誤解がかなりあったんじゃないか。

最後までこの誤解を十分に払拭できなかったことについては非常に残念でならないんですけれども、改めて、こういう誤解に対して十分説明ができなかったという思いがもしあれば、その辺をぜひお答えいただきたいんですけれども。

○藤田大臣政務官 委員の御指摘のように、本当に大事な子ども・子育て支援策ですので、やはり内容について誤解があつてはいけないというふうに思っております。

そういう意味で、今委員の方からお話がありましたけれども、これまでの子ども手当というのは、相対的に高所得者に有利な所得控除から相対的に支援の必要な人に有利な手当に切りかえる、

控除から手当へという考え方に沿って実施をしてきたものでございますので、これは単なるばらまきではない、このようにも考えているところでございます。

そして、子ども・子育て支援策というのは、これももう改めて申し上げるまでもないんですが、現金給付と現物給付、そしてまた働き方の見直し、これが全部車の両輪で動かなければいけないということであろうと思っております。保育所の拡充にもしっかりと取り組んでいてるところでございまして、ワーク・ライフ・バランスの実現にも取り組まなければいけないということで、こうした政策についての充実も、これからも努力をしてまいりたいと思っております。

そして、具体的に御指摘がありました、海外に居住する子供に対する手当の支給であるとか保育料の問題、これは昨年、いろいろな議論がございまして、二十三年度の子どもの手当の特別措置法あるいは今回の改正法によって、是正するところは是正をし、きちんと子供に国内居住要件を設ける、あるいは保育料を手当から徴収することを可能にする、こうしたことを盛り込ませていただいているところでございます。

今後とも、誤解のないように、内容の周知についてはしっかりと取り組んでいかなければいけない、このように考えております。

○大西(健)委員 先ほど、どなたかほかの委員がフランスの話をしていましたけれども、やはりフランスは、子育て支援でできること、あらゆることをやっているということだというふうに思いますので、私は、現金も現物も両方やらなきゃいけないんだ、その姿勢をこれからもしっかりと引き続き説明していただきたいというふうに思います。

今回、苦渋の決断で所得制限を設けることになりました。ただ、私は、幾つか課題が残っているなというふうに思っていたんですが、その話は、実は、先ほど古屋委員が全く同じ質問をされてしましました。

ただ、改めてあれですけども、所得制限しても、ひっかかるのは大体一割ぐらいということですから、財源節約効果というのは限定的ですし、それから、先ほど話がありましたけれども、支給事務を行う自治体の事務負担、そしてシステム改修等の費用、また行政機関その他が甚大な被害を受けている被災地の話、それから、先ほど主たる生計維持者の所得で判断されることによって逆転現象が起きているという話がありました。その逆転現象の話については、先ほど自民党の提出者の田村委員からも、所得の判断を世帯でやるのか主たる生計者でやるのかということについては早急に見直ししていかないといいなという御意見もありましたので、これは与野党でも十分意見が共通するところはあると思えますので、ぜひともこの点は、引き続き、所得制限をかけることになった以上、それがちゃんと進むようにしっかりとやっていただきたいと思います。

本日は答弁を求めようと思いましたが、もう既に答弁されていますので、ここはお願ひだけ、私からも、与野党の立場からお願ひをしておきたいというふうに思います。

本法案では、児童養護施設等に入所している子供や里親に委託される子供に対しても手当が支給されることになっています。これも既に二十三年度法案等で改善がされているところでありまして、そこで、最後に、里親制度についてお願ひをしたというふうに思います。

厚生労働省では、子供には家庭的養育が重要という考えから、児童養護施設の入居児童を、今後十年ぐらいの間に三分の二程度に減らしていくという考えだというふうにお聞きをしております。

昨年三月に厚生労働省が示した里親委託ガイドラインには、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託についても触れられています。

実は、私の地元の愛知県では、未婚とか若年出産など望まない妊娠による出産で養育できない、または養育しないという保護者に妊娠中や出産直

後から児童相談センターが相談に乗って、特別養子縁組を前提とした里親登録者とマッチングを行うという、これは愛知方式と呼ばれているんですけども、新生児里親委託が長年にわたって関係者の御努力によって行われてきたという実績があります。

私は、以前、愛知県の刈谷児童センターを訪ねまして、長年この愛知方式を推進してきた萬屋育子さんにお会いをして話を聞きました。新生児の遺棄、だとか、先ほどもお話がちょっと出ていたけれども、幼児の虐待のニュースが後を絶たない一方で、世の中には不妊に悩む夫婦というのも多くあります。出産後、早い段階で親子のきずなを結ぶことができる、例えば名前をつけるということも、その実際の親との間で話し合いがつけば、名前をつけるところから本当の親子になれるという意味では、私はこの愛知方式というのは大変有効だというふうに思っていますけれども、ぜひこれを全国に拡大していただくようにお願ひをしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○辻副大臣 新生児里親委託の取り組みについての御質問、御指摘をいただいたところでありますけれども、厚生労働省といたしましては、社会的養護が必要な子供は、できるだけ家庭の養育環境の中で養育されることが心身の健全な成長のために重要であると考えておりまして、里親委託を推進しているところでございます。

御指摘いただきましたように、愛知県におきましては、望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないとの保護者の意向が明確な場合には、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する新生児からの里親委託を行っているというふうに伺っております。

親に育てられない乳幼児を乳児院に措置することが多い中で、できるだけ早い段階から里親委託を進めることが重要でございまして、御指摘にありましたように、愛知県のような取り組みを全国的に拡大していく必要があると私どもも考えてい

るところでございます。

このような見地から、厚生労働省といたしましては、昨年四月に里親委託ガイドラインを策定しまして、里親委託優先の原則や新生児の里親委託の留意点について定めさせていただきまことに、愛知県を取り組みについて全国の自治体担当者に情報提供をさせていただいたところでございまして、今後とも、早い段階から里親委託を推進すべく、委員の御指摘も踏まえて取り組んでいきたい、このように考えております。

○大西(健)委員 経済的な理由で産むことをためらう人の背中を押すことをやることも、これは重要なことです。けれども、産みたくても産めない、不妊に悩む人を応援したり、あるいは、この世に生をうけた命が虐待で失われることを防ぐことも政治の大きな責任であることを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○池田委員長 次は、仁木博文君。

○仁木委員 民主党の仁木博文でございます。

本日、質問の機会を賜りましたこと、関係者の皆さん、ありがとうございます。

三・一一東日本大震災から一年が経過しました。ただ、現地の復興と並んで、福島第一原発、この放射能の問題というのは非常に社会的な大きな問題だと思っております。

ちよつと質問の通告はなかったんですが、大臣、放射能の影響、特に人体に対してはどのようなことがあると御認識されているでしょうか。

○小宮山国土大臣 ちよつと御通告はいただいたいませけれども、低線量被曝の人体に対する影響はまだ定かでない部分が大変多い。そういう中では、子供たちの健康状態をしつかりとチェックをしていくために今さまざまな取り組みを行っているところだというふうに思っています。

○仁木委員 きょう、皆様方に資料を二枚配付しておりますが、実は、急性期に、下痢とかあるいは骨髄抑制ということが大量の被曝をした際に起

こつてきます。今、特に、福島第一原発事故現場内で作業をしている方々の被曝というのが問題になってまいります。

そういう観点から、我が政権においても、臍帯血、これは赤ちゃんが母さんと結びつきがあるんですが、子宮の中で臍帯というものの、そして胎盤というものでつながっています。主に赤ちゃんの血液である臍帯血というものを活用して白血病対策とするというふうなことが今年度の補正予算でも組み込まれていると思います。

そこで、ほかにも幹細胞というものがあつたわけでございますが、その表にありますが、二枚目にありますように、臍帯血というのはさまざまなものに分化する。いわゆるよりポテンシャルを持ったものでございまして、例えば、白血球になったり、血液の主たる成分になるようなものもありますし、下に書いてありますように、他の臓器へと分化していくようなものもあります。

特に、今回は、その上の部分、造血幹細胞的に機能する部分について申し上げたいのでございまして、一枚目の資料に戻りますと、年々こういった臍帯血あるいは骨髄の利用というのが進んでおります。

ところが、これは、拒絶反応という一番の副作用を防ぐ意味で、マッチングというものが大切でございまして。主に白血球の分類を行ひまして、その白血球のタイプを合わせるわけでございますが、母集団が多いほど、数が多いほど必要な方々へのマッチングがうまくいく、そういう現象がありまして、特に、この表から言えることは、ドナーの数に比して、やはり臍帯血の方がより有効的であるというふうなことを示していると思えます。

そういう観点で、例えば、平成二十四年度予算としましてトータルで造血幹細胞移植、十七億八千四百万円計上されております。その中でも、臍帯血の部分にしましては六億六千五百万円。これはさまざまな問題がありまして、全国で今この臍帯血バンクというものが十カ所あります。私

は、将来的には、全国都道府県、四十七都道府県にはせめて一つ置いていただきたいというふうに思っていますが、その辺にしましての御意見はいかがでしようか。

○小宮山国土大臣 委員の御専門の立場からの御指摘だと思いますが、臍帯血移植、これが非常に有効であるということにはよく理解をしております。造血幹細胞を多く含む良質な臍帯血、これを利用する必要がある、そのためには、採取施設の医療スタッフの採取技術の向上、こうしたことも必要だというふうに思います。そのため、今御指摘いただいたように、平成二十四年度予算案では六億六千五百万円確保し、その中で、採取施設の医療スタッフに対する採取技術向上のための研修、これについても補助対象経費としていところで

す。おっしゃる通りに、全国に広げたいと思えますが、それは、そこにちゃんとできる医療スタッフが必要なので、その養成も含めてなるべく速やかにできますように取り組んでいきたいと思っております。

○仁木委員 大臣、前向きな御答弁、ありがとうございます。現実問題としまして、お産が終わって、母体として赤ちゃんも安全であるということと落ちついた状態で確認した状態で、普通、胎盤と臍帯はくついているわけでございますが、そこから胎盤を上に上げてつるして採血しやすい形、しかもある程度の量が必要でございます。そういうのをしながらやるわけでございます。

ただ、これは、おっしゃったように、現場に人がかなり必要でございまして、そういったスタッフに対する予算というものをまず確保していただきたいと思ひます。もう一点は、やはり、臍帯血バンクの登録者数と、そのマッチングをスムーズに行うために、例えば従前の期間でいいますと一週間かかっていたものが三日になるというようなことも予想されてはいますが、そういったマッ

チング体制、ちゃんとバンクと連携した体制づくりに対しまして一層取り組んでいただきたいというところを改めて御要望申し上げます。さて、きょうの児童手当法案について、質問を移りたいと思ひます。

いろいろこの間、質問が出ておりましたが、私は、特に産婦人科医として、職業柄、人工妊娠中絶ということをやっていた、いわば十字架を背負った立場として、改めて質問させていただきたいと思ひます。

まず、現状としまして、二〇〇〇年でも三十四万人、そして二〇〇八年でもおよそ二十四万人の方々が中絶を行っているということですね。これは、二〇〇八年でいうと、出生者数は百五十万人ですから、およそ五人に一人ぐらいの形でこの世に生まれてこない命があるということです。これは明らかに、自然流産等々、病気で生まれてこないというわけじゃなくて、人的な医療行為によって生まれてこない命でございます。

アラン・グトマールという研究が、どうして中絶が行われるかという理由を検討しておりますが、九五％が親の都合です。一番多いのがやはり経済的な理由で、六六％というふうになっております。しかし、私の経験では、もっとその数値は高いように思います。

皆さんも、中絶というところ、ドラマでレイプされたとかそういうことを想像されがちだと思いますが、医療の現場では、二人あるいは三人子供さんがいらつしやる人だけでも、予想をしないかった妊娠があつた、三人目、四人目を育てるにはお金がなくて大変だ、だから先生、いよいよもう、本当に悩んだんですが、中絶してください、おろしてくださいということが現実なんです。そういう重い現場があります。

小宮山大臣も、二〇〇九年マニフェスト、あるいはそれ以前のチルドレンファーストという政策の中で、例えば、お一人のお子さんを、大学へ、ずっと公立で育てた場合、八百万、全部私立でいくと二千二百万ぐらいのデータを出されておりました。そのように、一人の人間を今の日本で

育てていくには非常にお金がかかるというふう
に思っております。

私は、子ども手当が導入されたときには本
当に期待を待ちましたし、これこそ必要だとい
う思いであつた。二〇〇九年の選挙も戦つて
いまして、まさに、社会全体が子供さんを育
てていく、先ほど、あべ委員で子供さんを
育てていく、御質問されておりました。私
は、定額給付金と子ども手当、効果は明らか
に違ふのは、やはり継続して、一回ばつり
でなく、継続してやっていく、こういったメ
ッセージを、つまり社会全体が一人の子供の
育みを、育ちを応援していくというメッセ
ージを、これから結婚しようとする方々、そ
して、私が先ほど申し上げた、二人、三人
いたらつしやる方々がまた三人目、四人目
を育てていくという勇氣、そして決断を促
す大きな力になるというふうに思つており
ます。

そういう観点で、先ほど来、政権がかわつ
て、この二年間は何かと言われましたが、や
はり、大臣におかれましては、もう一度御確
認したいのは、控除から手当という流れ、こ
れが継続されて、今後また新たな消費税のこ
ともあります、あるいはその中で子ども・子
育て新システムを導入する等々、一兆円のこ
とも言われておりますが、その御決意という
ものを改めてお聞かせいただけますと思ひ
ます。

○小宮山国務大臣 委員御指摘のとおり、今、御
専門としての、やむなく中絶されることの例
をお話しただけですが、まず子供の手当から
取り組んだというところは、持たない数の子
供を産み育てられない理由の最大のものが経
済的な負担、そういう中から、まず手当から
やりましょうということで今回、スタートを
いたしました。ただ、これも再三申し上げるよ
うに、財源の見通しが甘かつた中で、お約束
どおりできない、その中で、一方で控除は廃
止したということで、今、中間所得層で赤字
になってしまうところ、早

急に手当が必要だ。そこに一番、私は今、強
い申しわけなさと、そこを何とかしなければ
いけないという思いを持っています。

ただ、全体として、控除から手当というの
は、高所得者の方から支援が必要で低所得者
の方に必要な手当としてお渡しをするとい
うその考え方は、ずつとこれは民主党の税調
として持ってきた考え方、ただ、今後につ
いては、この中にありますように、また三
党、与野党そしてまた関係府省とも議論を
しながら、年少扶養控除をどうしていくか
という問題は議論しなければいけない、そ
ういう問題だと思つていますが、御指摘い
ただいたように、今回、新システムの中で、
就学前の子供の居場所、さらに働き方、総
合的にとにかく子供を、そして子育てを
支援する、そこにはしっかりとさらに取り
組んでいきたいというふう

に思つておられるところ、

○仁木委員 あと、少し事務的な話もあり
ますが、共同提案者にお聞きします。今回
の所得制限の九百六十万円ということにつ
いてでございます。

先ほど来答弁もされているようでござ
います、このことに関して、事務的な経費
もおよそ百億円必要だといふに言われて
おります。改め、三党合意の中で、できる
だけ我が党の、民主党の本来主張してき
た理念を崩すことなく、やってきた御努力
のこと、あるいはまた、二〇一五年の一月
からマイナンバー制度の導入も言われて
おります。そういった事務経費たる百億円
のも、やはりこのナンバー制度の導入等々
によってコストも削減されるかもしれませ
んし、現場の混乱もかなり少なくなるも
予想されます。

そういうことも踏まえまして、答弁の方
、よろしく願ひします。

所得把握という方法が確立されてくれば、そ
れは年収を把握する大きなツールになるん
だろうとは思つております。

なお、この法案における修正を踏まえて
も、所得制限の額を幾らにするかというの
は三党合意に基づいての話でありまして、
現に今の段階で法案に盛り込んであるわ
けではないというところを繰り返してお話
をさせていただきますし、我々の理念をも
つてこの法律を堂々と皆さんにお示しし
ていきたい、このように考えているところ
であります。

○仁木委員 いずれにしましても、この考
え方というの、最後の質問者ということで
、御協力いた

だいた野党の皆様方にまた反感をおお
うような質問をしたくないわけございま
すが、やはり、この社会保障制度を担う
のは、今の子供たち、あるいはこれから
生まれてくる命でございます。その
観点で、やはり政策というもので、ば
らまきと

きだとか言われますが、私はやはり、
ばらまきというの、その政策のために
予算を投じた、しかし、本当に必要な
方々へ届いていなかった、あるいは、
届いたけれども効果がなかったとい
うものをばらまきだといふに思つて
ござい

ます。

私は当初、この子ども手当というの
はやはり継続してやることに意味がある
と。他の外国を見ましても、単年度で
あるいは一つの、お金だけを支給する
というところで出生率が上がる等々の
少子化対策がうまくいったというよう
な事例もござい

ません。いずれにしても、総合的に
子供さんを社会全体が育てていくとい
う概念を、先ほど申し上げたように、
これから赤ちゃんを産もうとする方、
そういった方々へメッセージとして国
が発し続けることが大切だと思ひま
す。

すので、やはり基本は、税収が上がつたり、
いろいろな意味で財源が上がると、支給
の額をふやすということもこれから形
になつてくると思ひます。

この法案で私たちも妥協した、民主
党のフラッグシップの子ども手当をお
ろしたというのでなく、これからまた、
国民に信を問う場面もあると思ひま
す。そういう中で、やはり、明らかに
このメッセージはその世代に訴え
続ける。

これは、子供さんの幸せだけじゃな
くて社会全体を支えていく社会保障の
源でもあるんだ、そういうことも国の
メッセージとして発信し続けるよ
うに頑張つていきたいというふう
に思ひますし、そのことも、私も
与党の一員として取り組んでい
きたいというこの決意を申し上げ
まして、私、仁木博文の質問を
終わりたいと思ひます。

○池田委員長 以上で原案及び修正
案に対する質疑は終局いたしました。

○池田委員長 これより原案及び修正
案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次
これを許します。高橋千鶴子さん。

○高橋(千)委員 私は、ただいま議
題となりました児童手当法の一部改正案
並びに民主、自民、公明提出の修正
案に反対の討論を行います。

二〇〇九年の政権交代直後、民主
党が真っ先に実行したのは、生活保護
世帯の母子加算の復活と相対的貧困
率の公表でした。子供の七人に一人
が貧困という衝撃的な数字とともに、
子ども手当が、貧困の連鎖を断ち切
るカンフル剤として、また、先進国
の中でも極端に少ない日本の子育て
予算と支援策を大幅に拡充する第一
歩として期待されておりました。

それがどうでしょうか。子ども手
当は、わずか二年で四回目の法改正を
余儀なくされ、一度もマニフェスト
に即した法案が出されないうまま、
名前も児童手当に戻り、あげく、増
税だけが残つたのです。国民への約
束を投げ捨てた政権与野民主党

の責任は極めて重く、子ども手当を政争の具にしてきた旧与党の姿勢にも怒りを禁じ得ません。

まず、本法案は、初めての恒久法であるにもかかわらず、昨年の特措法を踏襲したものにはすぎません。現在の支給額では実質増税になる世帯が出ることは、前回も指摘してきました。既に所得税の年少扶養控除が廃止され、六月からは住民税の影響も出るもとで、年収四百万円以上の世帯では、旧児童手当と比べても実質手取り額が減少する世帯が出ることは重大です。民主党の控除から手当へという理念から見ても、全くつじつまが合いません。

今回の民主、自民、公明の三党合意を見ても、専ら、名称、目的、給付に係る事項のみが触れられているにすぎず、総合的に子育て支援をどう進めるかという観点は全くありません。年少扶養控除の廃止によって増収となる金額は、子育て支援に使うと言っていたにもかかわらず、児童手当の地方負担分への振り向けや、子育て地方独自支援策の一般財源化など、拡充につながっていません。税と社会保障の一体改革の中で充実策と位置づけている子ども・子育て新システムも、財源は消費税増税を見込んだものであり、公的保育の責任を曖昧にし、保育の市場化を進めるものであり、断じて認められません。

日本共産党は、子供が一人一人の人間として尊重されるという国連子どもの権利条約の精神の実現を目指し、子供の貧困の解消や公的保育の拡充など、安心して子供たちが成長できる施策の充実にために全力を挙げる決意を申し上げ、両案に反対の討論をいたします。

○池田委員長 次に、小林正枝さん。

○小林正委員 私は、新党きづなを代表して、児童手当法改正案、そして、民主党、自民党、公明党提出の修正案について、反対の立場から討論いたします。

マニフェストとは、抽象的なスローガンや政策の羅列ではなく、選挙後に達成度を検証できるよう、政策の数値目標や実施期限などを具体的に明

示した政党の選挙公約です。

私たち新党きづなのメンバーは、総選挙の際には、民主党の公認候補として、最も重要な政策として位置づけられた子ども手当を、中学卒業まで月額二万六千円を二〇一一年度から支給すると国民に訴え、当選を果たしました。多くの国民が民主党の掲げる子育て支援政策に共感し、総選挙の勝利に結びついたことは疑いようがありません。たび重なる名称の変更と支給額の減額など、およそマニフェストの理念とはかけ離れた内容になっていきます。この一点をもつてしても、十分に反対する理由になります。

また、修正案では今後の控除の復活を求めており、控除から手当へという理念からも後退してしましました。

また、最も重要な社会全体で子供を育むという理念が、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という文言によって消されてしまうのではないのでしょうか。日本の将来を担う次世代を育成するには、社会全体で取り組むことは当然のことであり、保護者に第一義的な責任を負わせることは、国としての責務を放棄したことになるのではないのでしょうか。

国民は、憲法二十六条により、ひとしく教育を受ける権利を有しています。平等という観点から修正案の九百六十万円という所得制限の根拠、さらに名称の変更についても、納得できる答弁を得ることができませんでした。

私たち新党きづなは、結党時に、国民との約束を守ることは国民とのきずなを守ることに通じると訴えました。今回の児童手当法改正案に賛成することは、マニフェストの二丁目一番地である子ども手当の否定です。当初案から大幅に後退し、骨抜きにされた修正案に対し、断固として反対することを申し上げ、私の反対討論をいたします。

○池田委員長 次に、阿部知子さん。

○阿部委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、児童手当法の一部を改正する法律案並びに修正案について賛成をいたします。

しかしながら、この賛成は、平成二十一年度以前の水準に逆戻りすることによって受給者、自治体へ大きな混乱を及ぼすことを避けるためのものであり、積極的な賛成ではありません。

以下、本法案の問題点を指摘いたします。

まず、本法案は、策定過程において、当事者である子ども・子育て世代の声に真摯に耳を傾けた形跡が全くありません。政府内のみで議論がなされ、最終的には、民主党、自民党、公明党、三党それぞれのメンツを優先させて着地点を決めたものであります。目的、支給対象年齢、支給水準、費用負担のあり方、所得制限は本場に必要かなど、制度の本質的な議論は公の場で一切行われておらず、今回決まった支給水準等の根拠も国民には説明されていません。

また、子ども手当導入に伴って行われた住民税の年少扶養控除の廃止の影響で、今年六月分以降、所得制限額以上の者だけでなく、年収四百万円台の中堅世帯の実質手取り額まで減少することは非常に問題です。何のための現金給付であるのか、根本が揺らいでいます。

さらに、子ども手当の導入と年少扶養控除廃止をセットにした今回の手法が子育て世代層内での所得再分配にすぎないことも問題です。民主党がマニフェストに掲げた子供の育ちを社会全体で応援するは、どこへ行ってしまったのでしょうか。子ども・子育て新システムをも含む社会保障と税の一体改革にも疑念を抱かざるを得ません。

加えて、最も納得がいかないのは、年少扶養控除の廃止に伴う地方税増収分が、国民健康保険法の都道府県調整交付金やエコカー減税による地方負担への振りかえなど、子ども・子育て施策と直接的に関係のないところに使われてしまう点です。

子育て世代から徴収する地方税増収分でありますから、緊急を要している待機児童対策や国保保険料の子供分の軽減など、子育て施策財源に充てるのが本筋です。

子ども手当は、この二年間で、一年、半年、半

年と、細切れの立法措置が繰り返されてきました。制度変更に伴う混乱は、政治に対する国民の不安感、不信感を増幅させているばかりです。政治が子育て施策を最優先に考え、誠実に取り組むことを訴え、私の討論をいたします。

○池田委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党を代表して、民自公提出の児童手当法改正案の修正案に反対、並びに政府提出の原案にも反対の立場で討論いたします。

今回の児童手当法の改正案は、要するに、去年以来続いていた民自公三党の協議による、世に言うマニフェスト撤回の合意を踏まえて提案をされたもので、単年度の根拠法に基づき平成二十二年、二十三年と続けて支給されてきた子ども手当を白紙にして、かつての児童手当の名称に改めるものであります。

今回の法改正が児童手当法の改正として行われ、所得制限もつき、名称も児童手当に戻った、年少扶養控除の復活に向けた附則もついたことで、自公の完全勝利と見ることもできるし、そうではなく、所得制限はするけれども、当面五千円は支給をする、支給額も前進し、子ども手当の理念は生かされている、こういうふうにならざることもできる。要するに、双方を足して二で割った玉虫色の内容とも言うことができるものであります。

報道によれば、政府案では子どものための手当となっていたのが、協議相手の自公の反発を受け、児童成育手当となり、また児童のための手当となり、結局もとの児童手当に落ちついたという、外から見ている私たちには実にどうでもいい駆け引きが水面下で繰り広げられてきました。これも、民主と自公が、枝葉末節の違いはあれども、今や基本的な政策の方向性は全く変わらないう、こういう今の政治状況を象徴しているように思います。

子ども手当であろうが児童手当であろうが、結局は、国で決めた法律に従って巨額の国費を現金支給せよと地方自治体におろす、地方自治体に裁量権のない、いわば中央集権による現金ばらまき

の本質は変わりません。

私たちみんなの党は、平成二十四年度予算の組み替え案でも既に提示しましたが、子ども手当分の財源一・三兆円は全額地方におろして、地方自治体のみずから考える必要な子育てサービスのために自由に使ってもらおうという考え方をとっています。住民のためのサービスは住民に近い自治体のみずから決めてみずからの財源で実行する、民主党もかつては一丁目一番地と言っていた地域主権型の考え方であります。

しかも、現状を見ると、保育所整備や病後児保育といった地方自治体が実施主体となる現物支給サービスの充実について、国が子ども・子育てビジョンで数値目標まで掲げていながら、その進捗状況は、私たちから見れば決してほかばかしいものではありません。現政権が巨額の現金支給にこだわってきた余り、本来、チルドレンファーストと言うなら最も力を入れるべき子育て支援の具体的メニューの充実が後回しにされてしまっていると言っても過言ではない状況のように思えます。

このように、中央集権の思想に基づく一律の現金給付が、地域主権の思想に基づく財源ごとの地方移管かという根本的な考え方の違いがありますので、政府提出原案にも、それを改変しただけで質的に何の変わりもない民自公提出の修正案にも賛成することはできません。

以上をもつて討論といたします。

○池田委員長 以上で討論は終局いたしました。

○池田委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、児童手当法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、岡本充功君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立多数、よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立多数、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○池田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時四分散会

児童手当法の一部を改正する法律案に対する修正案

児童手当法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の見出しを削る。

第一条中児童手当法題名の改正規定を削る。

第一条のうち児童手当法目次の改正規定中「児童手当」を「子どものための手当」に、「子ども」

「児童」を「法律」の下に、「子ども」に、「児童手当」を「子どものための手当」に、「子ども」を加え、「子どもの健やかな育ち」を「児童の健やかな成長」に改める。

第一条中児童手当法第二条の改正規定を削る。

第一条のうち児童手当法第三条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定中「第三条第一項中「児童」を「子ども」に改め、」を「第三条第一項中「改め、」同条第二項中「児童」を「子ども」に改め、」

を削り、同条に一項を加える改正規定のうち第三項中「施設入所等子ども」を「施設入所等児童」に、「掲げる子ども」を「掲げる児童」に改め、同項各号中「子ども」を「児童」に改める。

第一条中児童手当法第二章の章名の改正規定を削る。

第一条のうち児童手当法第四条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定及び同条第一項の改正規定中「第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして（支給要件）を付し、同条第一項中「児童手当」を「子どものための手当」に改め、」を「第四条第一項中」に改め、同項各号の改正規定のうち第一号中「掲げる子ども」を「掲げる児童」に、「支給要件子ども」を「支給要件児童」に改め、同号イ中「子ども（施設入所等子ども）」を「児童（施設入所等児童）」に改め、この章の下に「及び附則第二条第二項を加え、」中学校修了前の子ども」を「中学校修了前の児童」に改め、同号ロ中「中学校修了前の子ども」を「中学校修了前の児童」に、「子ども（施設入所等子ども）」を「児童（施設入所等児童）」に改め、第二号及び第三号中「支給要件子ども」を「支給要件児童」に改め、第四号中「施設入所等子ども（以下「中学校修了前の施設入所等子ども」を「施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」に、「中学校修了前の施設入所等子ども」を「中学校修了前の施設入所等児童」に改める。

第一条のうち児童手当法第五条の改正規定を次のように改める。

第五条第一項中「児童手当は、前条第一項各号」を「児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、前条第一項第一号から第三号まで」に改める。

に、「前前年」を「前々年」に改め、「扶養親族」の下に「施設入所等児童を除く。」を加え、「同項各号」を「同項第一号から第三号まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

第一条のうち児童手当法第六条の見出しの改正規定及び同条第一項の改正規定中「第六条の見出し中「児童手当」を「子どものための手当」に改め、同条第一項中「児童手当は、」を「子どものための手当は、」に、「を」第六条第一項中」に、「掲げる子ども」のための手当」を「掲げる児童手当」に改め、同項に各号を加える改正規定中各号を次のように改める。

一 児童手当（中学校修了前の児童に係る部分に限る。） 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童の全てが三歳に満たない児童（施設入所等児童を除き、月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下この号において同じ。）三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。）であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで間の間にある者（施設入所等児童を除く。以下この号において「小学校修了後中学校修了前の児童」という。）である場合（ハに掲げる場合に該当する場合を除く。）次の（1）から（3）までに掲げる場合の区分に応

じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額 (1) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童又は三歳以上小学校修了前の児童である場合 次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める額 (i) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童である場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額 (ii) 当該三歳以上小学校修了前の児童が一人又は二人いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額 (iii) 当該三歳以上小学校修了前の児童が三人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から一万円を控除して得た額とを合算した額 (2) 当該小学校修了後中学校修了前の児童が一人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額 (i) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童又は小学校修了後中学校修了前の児童である場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額 (ii) 当該支給要件児童のうちに三歳以上小学校修了前の児童がいる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了後の児童の数を乗じて得た額とを合算した額	の数を乗じて得た額から五千元を控除して得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額 (3) 当該小学校修了後中学校修了前の児童が二人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額 ロ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童のうちに十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童がいる場合(ハに掲げる場合に該当する場合を除く。) 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額 (1) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童が一人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額 (i) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童、三歳以上小学校修了前の児童又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から五千元を控除して得た額(当該支給要件児童のうちに三歳以上小学校修了前の児童がいない場合には、零とする。)とを合算した額 (ii) 当該支給要件児童のうちに小学校修了後中学校修了前の児童がいる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了後の児童の数を乗じて得た額とを合算した額	い児童の数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額 (2) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童が二人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額 ハ 児童手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第一号に係るものに限る。)が未成年後見人であり、かつ、法人である場合 一万五千元に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万円に当該受給資格に係る三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び一万円に当該受給資格に係る小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額 二 児童手当(中学校修了前の施設入所等児童に係る部分に限る。) 一万五千元に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない施設入所等児童の初日に生まれた施設入所等児童については、出生の日から三年を経過しない施設入所等児童とする。)の数を乗じて得た額と、一万円に当該受給資格に係る三歳以上の施設入所等児童の初日に生まれた施設入所等児童について、出生の日から三年を経過した施設入所等児童とする。)とを合算した額 第一条のうち児童手当法第六条第二項の改正規定中「子どものための手当」を「児童手当」に改める	る。 第一条のうち児童手当法第七条第一項の改正規定中「子どものための手当」を「児童手当」に改め、「児童手当」を「子どものための手当」を削り、同条第二項の改正規定中「児童手当」を「子どものための手当」を削り、同条第一項の次に一項を加える改正規定のうち第二項中「子どものための手当」を「児童手当」に改める。 第一条のうち児童手当法第八条第一項の改正規定及び同条第二項から第四項までの改正規定中、「児童手当」を「子どものための手当」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「児童手当」を「子どものための手当」に削る。 第一条中児童手当法第九条の見出し並びに同条第一項及び第三項並びに第十条の改正規定並びに同法第十一条の改正規定を削る。 第一条のうち児童手当法第十二条の見出しの改正規定及び同条の改正規定中「第十二条の見出し中「児童手当」を「子どものための手当」に改め、同条中「児童手当の受給資格者」を「子どものための手当」を「第十二条中「受給資格者」を「子どものための手当」を「児童手当」に、「中学校修了前の子ども」を「中学校修了前の児童」に改め、「児童手当」を「子どものための手当」に削り、同条に二項を加える改正規定のうち第二項中「中学校修了前の施設入所等子ども」を「中学校修了前の施設入所等児童」に、「掲げる子ども」を「掲げる児童」に、「子どものための手当」を「児童手当」に改め、第三項中「子どものための手当」を「児童手当」に改める。 第一条中児童手当法第十三条の改正規定、同法第十四条の改正規定、同法第十五条の改正規定及び同法第十六条の改正規定を削る。 第一条のうち児童手当法第十八条の見出しの改正規定及び同条第一項の改正規定中「第十八条の見出し中「児童手当」を「子どものための手当」に改め、同条第一項中「児童手当」を「子どものための手当」に、「を」を「第十八条第一項中に、「満たない子ども」を「満たない児童」に、「生まれた子ども」を
--	---	---	--

条第一項の規定により行う公務員でない者に
対する附則第二条第一項の給付に要する費用
についてはその三分の二に相当する額を」と、
第二十六條第一項中「被用者等でない者の別」
とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公
務員でない者をいう。以下同じ。）の別」と読
み替えるほか、その他の規定に関し必要な技
術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の給付については、当該給付を児童
手当とみなして、特別会計に関する法律（平
成十九年法律第二十三号）その他の政令で定
める法律の規定を適用する。

5 第一項の給付に係る第二十九條の三の規定
の適用については、同条中「第二十二條の五
とあるのは「第二十二條の四」と、「第二十九
條」とあるのは「第二十九條（これらの規定を
附則第二条第三項において準用する場合を含
む。）」と、「第十七條第一項」とあるのは第十
七條第一項（附則第二条第三項において準用
する場合を含む。）」とする。

6 第一項から第四項までに定めるもののほ
か、第一項の給付の受給資格及び当該給付の
額についての認定の特例その他同項から第四
項までの規定の適用に関し必要な事項は、政
令で定める。

7 偽りその他不正の手段により第一項の給付
の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三
十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に
正条があるときは、刑法による。
（支給要件に関する暫定措置）

第三條 平成二十四年四月分及び同年五月分の
児童手当については、第五條の規定は、適用
しない。

附則第四条から第八條までを削る。
第二条の見出しを削り、同条中「子どものため
の手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に改
める。

第二条のうち子どものための手当の支給に関す
る法律第三條第三項第三号及び第四号の改正規定

中「子ども」を「児童」に改める。

第二条のうち子どものための手当の支給に関す
る法律第四條第一項第一号イの改正規定及び同項
第四号の改正規定中「第四條第一項第一号イ中「こ
の章」の下に「及び次章」を加え、同項第四号中」を
「第四條第一項第四号中」に改める。

第二条中子どものための手当の支給に関する法
律第六條第一項の改正規定、同項第一号の改正規
定、同号イの改正規定、同号ロの改正規定、同号
ハを削る改正規定及び同項第二号の改正規定、同
法第六條第一項に一号を加える改正規定、同法第
六條第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に
二項を加える改正規定、同法第七條第一項の改正
規定、同法第十八條第一項の改正規定、同条第二
項の改正規定、同条第六項の改正規定及び同項を
同条第九項とし、同条中第五項を第八項とし、第
四項を第七項とし、第三項を第六項とし、同条第
二項の次に三項を加える改正規定、同法第十九條
第一号及び第二号の改正規定並びに同条第三号を
同条第六号とし、同条第二号の次に三号を加える
改正規定、同法第二十條第一項の改正規定、同法
第二十一條第二項の改正規定並びに同法第二十六
條第一項の改正規定、同条第二項の改正規定及び
同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を
加える改正規定を削る。

附則第一条第一号中「附則第四十條」を「附則第
三十八條」に改め、同条第二号中「並びに附則第十
條から第十三條まで及び第十五條」を「及び附則第
十三條から第十七條まで」に改め、同条に次の四
号を加える。

三 附則第三十三條の規定 行政手続における
特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律（平成二十四年法律第 号）の
公布の日

四 附則第三十四條の規定 行政手続における
特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関
する法律（平成二十四年法律第 号）の
公布の日

五 附則第三十五條の規定 特別会計に関する
法律の一部を改正する法律（平成二十四年法
律第 号）の公布の日

六 附則第三十六條の規定 地域社会における
共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策
を講ずるための関係法律の整備に関する法律
（平成二十四年法律第 号）の公布の日
附則第十條から第十二條までを削り、附則第九
條を附則第十二條とし、附則第八條を附則第十一
條とする。
附則第七條中「子どものための手当の支給に関
する法律」を「児童手当法」に改め、同条を附則第
十條とし、附則第六條を附則第九條とする。
附則第五條（見出しを含む。）中「特例給付等」を
「旧特例給付等」に改め、同条を附則第八條とす
る。
附則第四條（見出しを含む。）中「特例給付等」を
「旧特例給付等」に改め、同条を附則第五條とし、
同条の次に次の見出し及び二條を加える。
（児童手当の支給及び額の改定に関する経過措
置）

第六條 次の各号に掲げる者が、施行日から平成
二十四年九月三十日までの間に第一條の規定に
よる改正後の児童手当法第七條第一項（同法第
十七條第一項において読み替えて適用する場合
を含む。）又は第二項の規定による認定の請求を
したときは、その者に対する児童手当の支給
は、同法第八條第二項の規定にかかわらず、そ
れぞれ当該各号に定める月から始める。
一 施行日において第一條の規定による改正後
の児童手当法第四條第四項の規定が適用され
ることにより同条第一項第一号に掲げる者に
該当している父又は母 施行日の属する月
二 施行日において未成年後見人、父母指定者
（第一條の規定による改正後の児童手当法第
四條第一項第二号に規定する父母指定者をい
う。以下同じ。）又は同項第四号に掲げる者と
して中学校修了前の児童（同法第二十二條の
三に規定する中学校修了前の児童をいう。以

下この条、次条、附則第十三條及び第十四條
において同じ。）を養育していることにより同
項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該
当している者 施行日の属する月
三 施行日から平成二十四年五月三十一日まで
の間に児童手当の支給要件に該当するに至つ
た者であつて、当該支給要件に該当するに至つ
た日において、第一條の規定による改正
後の児童手当法第四條第四項の規定が適用さ
れることにより同条第一項第一号に掲げる者
に該当するに至つた父又は母 その者が同号
に掲げる者に該当するに至つた日の属する月
の翌月

四 施行日から平成二十四年五月三十一日まで
の間に児童手当の支給要件に該当するに至つ
た者であつて、当該支給要件に該当するに至つ
た日において、未成年後見人、父母指定
者又は第一條の規定による改正後の児童手当
法第四條第一項第四号に掲げる者として中学
校修了前の児童を養育することとなつたこと
により同項第一号、第二号又は第四号に掲げ
る者に該当するに至つた者 その者が同項第
一、第二号又は第四号に掲げる者に該当す
るに至つた日の属する月の翌月

第七條 次の各号に掲げる者が、施行日から平成
二十四年九月三十日までの間に第一條の規定に
よる改正後の児童手当法第九條第一項の規定に
よる認定の請求をしたときは、その者に対する
児童手当の額の改定は、同項の規定にかかわら
ず、それぞれ当該各号に定める月から行う。
一 中学校修了前の児童を監護し、かつ、これ
と生計を同じくするその父又は母であつて、
施行日から平成二十四年五月三十一日まで
の間に当該中学校修了前の児童と同居すること
となつたことにより児童手当の額が増額する
こととなるに至つたもの その者が当該中学
校修了前の児童と同居することとなつた日の
属する月の翌月

二 施行日から平成二十四年五月三十一日まで

二 施行日から平成二十四年五月三十一日まで

附則第三条の見出し中「附則第二条第一項」を「附則第三条第一項」に、「子どものための手当」を「児童手当」に改め、同条中子どものための手当の支給認定を「児童手当の支給認定」に、「子どものための手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第二条第一項中「第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。」の下に「以下この条において同じ。」を、「除く。」の下に「及び平成二十四年九月三十日までの間に同法第六条の認定の請求をした者であつて施行日以後に同条の認定を受けたもの（同法附則第三条の規定の適用を受けたものに限る。）」を加え、「子どものための手当の支給要件」を「児童手当の支給要件」に、「対する子どものための手当」を「対する児童手当」に、「子どものための手当の支給に關する法律」を「児童手当法」に、「子どものための手当の支給認定」を「児童手当の支給認定」に、「子どものための手当の支給は」を「児童手当の支給は」に改め、同条第二項中「子どものための手当の支給認定」を「児童手当の支給認定」に、「子どものための手当の支給要件」を「児童手当の支給要件」に、「子どものための手当の支給を」を「児童手当の支給を」に改め、同条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

（検討）

第二条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果

附則第十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(児童手当及び新特例給付の支給及び額の改定に関する経過措置)」を付し、同条を次のように改める。

第十三条 次の各号に掲げる者が、平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に第二条の規定による改正後の児童手当法（以下「新児童手当法」という。）第七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、新児童手当法第八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至った者であつて、当該支給要件に該当するに至った日において、新児童手当法第四条第四項の規定が適用されることにより同条第一項第一号に掲げる者に該当するに至つた父又は母、その者が同号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

二 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至った者であつて、当該支給要件に該当するに至った日において、未成年後見人、父母指定者又は新児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたことにより同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至つた者、その者が同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

附則第二十三条を削る。

附則第二十二條のうち住民基本台帳法第七條第

附則第二十二條中住民基本台帳法第二十九條の二（見出しを含む。）及び第三十一條第三項の改正規定を削り、附則第二十二條を附則第二十三條とする。

附則第二十一条中地方財政法第十条第十五号の改正規定を削る。

附則第二十一条のうち地方財政法第三十九条の改正規定中「削り」、「児童手当」を「子ども」のための「手当」に改めるを「削る」に改め、附則第二十一条を附則第二十二条とする。

附則第二十條のうち地方自治法別表第一「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」の項の改正規定中「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に改め、「第二十二條の五」を「第二十二條の四まで（これらの規定を附則第二條第三項において準用する場合を含む。）」、第二十二條の五」に、「削る」を「（附則第二條第三項において準用する場合を含む。）」に改める」に改め、同条を附則第二十一條とする。

附則第十九条を削る。

附則第十八条中船員保険法第百十九条の改正規定並びに同法附則第八条の二及び第八条の三の改正規定を次のように改める。

附則第八條の二の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定により

なおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）に、「場合」を「児童手当法の」一部を改正する法律（平成二十四年法律第

号附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項」に改める。

附則第八条の三の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を

附則第十六条中健康保険法第百五十九条の二の改正規定並びに同法附則第八条の二及び第八条の三の改正規定を次のように改める。

附則第八条の二の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の」一部を改正する法律（平成二十四年法律第一号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）に、「場合」を「児童手当法の」一部を改正する法律（平成二十四年法律第一号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」と改める。

附則第八條の三の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条」に改める。

附則第十六條を附則第十九條とし、附則第十五條を削る。

附則第十四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「特別会計に関する法律の一部改正」を付し、同条中特別会計に関する法律第八十八条の改正規定、同法第一百十條の改正規定、同法第一百一十條第六項の改正規定、同項第一号イの改正規定、

同項第二号イの改正規定、同号ニの改正規定、同号ホの改正規定、同条第七項第一号ホの改正規定及び同項第二号イの改正規定並びに同法第二百二十二条の改正規定を削る。

附則第十四条のうち特別会計に関する法律百十三条第四項の改正規定中「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に、「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、「児童手当の」を「子どものための手当の」に及び「児童手当に」を「子どものための手当に」にを削る。

附則第十四条中特別会計に関する法律百十四条第八項の改正規定、同法百十八条の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに同法百十九条の改正規定を削る。

附則第十四条のうち特別会計に関する法律百二十条第二項第四号の改正規定中「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に、「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」にを削る。

附則第十四条中特別会計に関する法律百二十一条並びに第二百三十三条第一項及び第四項の改正規定、同法附則第三十一条の二の前の見出しを削る改正規定並びに同条及び同法附則第三十一条の三の改正規定並びに同法附則第三十一条の三の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第三十一条の二「児童手当及び子ども手当勘定」を「子どものための金銭の給付勘定」に、「児童手当法第二十条第一項第一号から」を「児童手当法の一部を改正する法律平成二十四年法律第 号」附則第三十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一

条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)第二十条第一項第一号から「児童手当法の一部を改正する法律附則第三十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の」に、

「児童手当法附則第七條第一項」を「旧児童手当法附則第七條第一項」に、「並びに」を「及び」に、「第二項」を「第五項」に、「児童手当法第十八條第一項」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八條第一項」に、「児童手当法附則第七條第五項」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七條第五項」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

附則第三十一条の三「児童手当及び子ども手当勘定」を「子どものための金銭の給付勘定」に、「児童手当法第二十条第一項第一号から」を「児童手当法の一部を改正する法律平成二十四年法律第 号」附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一

條の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)第二十条第一項第一号から「児童手当法第二十条第一項第一号の」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の」に、「児童手当法附則第七條第一項」を「旧児童手当法附則第七條第一項」に、「並びに」を「及び」に、「第二項」を「第五項」に、「児童手当法第十八條第一項」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八條第一項」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

附則第十四条を附則第十八条とする。
附則第十三条の次に次の四條を加える。
第十四条 次の各号に掲げる者が、平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に新児童手当法第九條第一項の規定による認定の請求を

したときは、その者に対する児童手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。
一 中学校修了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に当該中学校修了前の児童と同居することとなつたことにより児童手当の額が増額することとなるに至つたもの、その者が当該中学校修了前の児童と同居することとなつた日の属する月の翌月

二 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に未成年後見人、父母指定者又は新児童手当法第四條第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたことにより児童手当の額が増額することとなるに至つた者、その者が当該中学校修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

第十五条 次の各号に掲げる者附則第十三條の規定の適用を受ける者を除く。が、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に新児童手当法第七條第一項(新児童手当法第十七條第一項において読み替へて適用する場合を含む。)又は第二項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、新児童手当法第八條第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母であつて、平成二十四年六月一日において現にその子である中学校修了前の児童(新児童手当法第四條第一項第一号イに規定する中学校修了前の児童をいう。以下この条及び次条において同じ。)と障害者支援施設等(新児童手当法第三條第三項第三号に規定する障害者支援施設若しくはそのぞみの園又は同項第四号に規定する救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)に入所していることにより児童手当の支給要件(新児童手当法第四條第一項第二号に係るものに限る。)に該当しているもの、同月

二 平成二十四年六月一日において指定医療機関(新児童手当法第三條第三項第二号に規定する指定医療機関をいう。以下この条及び次条において同じ。)の設置者として現に中学校修了前の施設入所等児童(新児童手当法第四條第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。以下この条及び次条において同じ。)を養育していることにより児童手当の支給要件(新児童手当法第四條第一項第四号に係るものに限る。)に該当している者、同月

三 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母であつて、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間にその子である中学校修了前の児童と障害者支援施設等に入所することとなつたことにより児童手当の支給要件(新児童手当法第四條第一項第一号に係るものに限る。)に該当するに至つたもの、その者が当該支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

四 平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、指定医療機関の設置者として中学校修了前の施設入所等児童を養育することとなつたことにより新児童手当法第四條第一項第四号に掲げる者に該当するに至つた者、その者が同号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

第十六条 次の各号に掲げる者(附則第十四條の規定の適用を受ける者を除く。)が、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に新児童手当法第九條第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

入所していることにより児童手当の支給要件(新児童手当法第四條第一項第二号に係るものに限る。)に該当しているもの、同月

二 平成二十四年六月一日において指定医療機関(新児童手当法第三條第三項第二号に規定する指定医療機関をいう。以下この条及び次条において同じ。)の設置者として現に中学校修了前の施設入所等児童(新児童手当法第四條第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。以下この条及び次条において同じ。)を養育していることにより児童手当の支給要件(新児童手当法第四條第一項第四号に係るものに限る。)に該当している者、同月

一 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母であつて、平成二十四年六月一日において現にその子である中学校修了前の児童と障害者支援施設等に入所していることにより児童手当の額が増額することとなるに至つたもの 同月

二 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母であつて、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間にその子である中学校修了前の児童と障害者支援施設等に入所することとなつたことにより児童手当の額が増額することとなるに至つたもの その者がその子である中学校修了前の児童と当該障害者支援施設等に入所することとなつた日の属する月の翌月

三 平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に指定医療機関の設置者として中学校修了前の施設入所等児童を養育することとなつたことにより児童手当の額が増額することとなるに至つた者 その者が当該中学校修了前の施設入所等児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

第十七条 附則第十三条から前条まで(附則第十五条第二号及び第四条並びに前条第三号を除く。)の規定は、新児童手当法附則第二条第一項の給付に係る支給及び額の改定について準用する。この場合において、附則第十三条中「第七条第一項(新児童手当法第十七条第一項において読み替へて適用する場合を含む。）」又は第二項「とあるのは附則第二条第三項において準用する新児童手当法第七条第一項(新児童手当法第十七条第一項において読み替へて適用する場合を含む。）」と、「第八条第二項」とあるのは附則第二条第三項において準用する新児童手当法第九条第一項と、附則第十五条中「附則第十三条」とあるのは「附則第十七条において準用する附則第十三条」と、

「第七条第一項(新児童手当法第十七条第一項において読み替へて適用する場合を含む。）」又は第二項「とあるのは附則第二条第三項において準用する新児童手当法第七条第一項(新児童手当法第十七条第一項において読み替へて適用する場合を含む。）」と、「第八条第二項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第八条第二項」と、前条中「附則第十四条」とあるのは「附則第十七条において準用する附則第十四条」と、「第九条第一項及び「同項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第九条第一項」と読み替へるものとする。

附則第二十四条中国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十五条(見出しを含む。)の改正規定を削る。

附則第二十四条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律附則第四項の改正規定中「関する第十五条の規定の適用については」を「関しては、第十五条の規定を準用する。この場合において「に、「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、」を削り、「附則第八条を「附則第十一条」に改め、「と読み替へるもの」を削る。

附則第二十四条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律附則第五項の改正規定中「関する第十五条の規定の適用については」を「関しては、第十五条の規定を準用する。この場合において「に、「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、」を削り、「附則第九条を「附則第十二条」に改め、「と読み替へるもの」を削る。

附則第二十五条を削る。

附則第二十六条のうち公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第八条の見出しの改正規定及び同条の改正規定中「第八条の見出し中「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に改め、同条中「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、」を削る。

「第八条中」に改める。

附則第二十六条のうち公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律附則第三条の改正規定中「関する第八条の規定の適用については」を「関しては、第八条の規定を準用する。この場合において「に、「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、」を削り、「附則第八条を「附則第十一条」に改め、「と読み替へるもの」を削る。

附則第二十六条のうち公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律附則第四条の改正規定中「関する第八条の規定の適用については」を「関しては、第八条の規定を準用する。この場合において「に、「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、」を削り、「附則第九条を「附則第十二条」に改め、「と読み替へるもの」を削り、附則第二十六条を附則第二十五条とする。

附則第二十七条を削る。

附則第二十八条中法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十七条(見出しを含む。)の改正規定を削る。

附則第二十八条のうち法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律附則第六項の改正規定中「関する第十七条の規定の適用については」を「関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において「に、「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、」を削り、「附則第八条を「附則第十一条」に改め、「と読み替へるもの」を削る。

附則第二十八条のうち法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律附則第七項の改正規定中「関する第十七条の規定の適用については」を「関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において「に、「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、」を削り、「附則第九条を「附則第十二条」に改め、「と読み替へるもの」を削り、同条を附則第二十六条とする。

附則第二十九条を削る。
附則第三十条中地方独立行政法人法第六十三条の見出しの改正規定及び同条の改正規定を次のように改める。

第六十三条中「(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を「(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」に改め、「受けているもの」の下に「(同法第十条 同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)」の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一条(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。」を加え、「同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。))を「同法附則第二条第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。))に、「特例給付等」を「特例給付」に、「同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。))」を「(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))」に改める。

附則第三十条を附則第二十七条とする。

附則第三十一条中「子どものための手当の支給に関する法律(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項」とあるのは「を「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第二項(同法附則第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))とあるのは「に、「同法第十条の規定により子どものための手当の額の全部又は一部を支給されていらない者及び同法第十一条の規定により子どものための手当」を「同法第十条(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていらない者及び同法第十一条(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の規定により児童手当」に、「同項」を「児童手当又

は同法附則第二条第一項の給付以下この条において「特例給付」という。及び「児童手当又は特例給付」とあるのは「児童手当」と、「同法第七条第一項」に、「子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項」とする。「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項」と、「同法第八条第二項」とする。同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。とあるのは「同法第八条第二項」とするに改め、同条を附則第二十八条とする。

附則第三十二条を削る。

附則第三十三条中判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第九条（見出しを含む。）の改正規定を削る。

附則第三十三条のうち判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律附則第六項の改正規定中「関する第九条の規定の適用については」を「関しては、第九条の規定を準用する。この場合において「に、」児童手当法を「子どものための手当の支給に関する法律」に、」を削り、「附則第八条を「附則第十二条」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

附則第三十三条のうち判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律附則第七項の改正規定中「関する第九条の規定の適用については」を「関しては、第九条の規定を準用する。この場合において「に、」児童手当法を「子どものための手当の支給に関する法律」に、」を削り、「附則第九条を「附則第十二条」に改め、「と読み替えるもの」を削り、同条を附則第二十九条とする。

附則第三十四条を削る。

附則第三十五条中日本年金機構法第二十三条第三項、第二十六条第二項、第二十七条第二項第一号及び第四十八条第一項の改正規定並びに同法附則第十一条の改正規定を削る。

附則第三十五条のうち日本年金機構法附則第十八条第二項の改正規定中、「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例

平成二十四年四月三日印刷

によることとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）以下「旧児童手当法」という。）を削り、「第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」とする。第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）に、「附則第九条を「附則第十二条」に、」児童手当法の一部を改正する法律附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法、平成二十二年法律第二十号児童手当法の一部を改正する法律附則第八条を「平成二十二年法律第二十号児童手当法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第二十条第一項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定中第二項第一号を削り、同項第二号中「附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第三項」を「平成二十四年法律第 号附則第三十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「旧児童手当法」という。）第二十二條第三項」に、「附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第八項」を「附則第三十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第八項」に改め、同条を同項第一号とし、同項第三号中「附則第九条を「附則第十二条」に改め、同条を同項第二号とし、附則第三十五条を附則第三十条とする。

平成二十四年四月四日発行

の改正規定、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定中「附則第八条を「附則第三十一条」に改め、附則第三十七條を附則第三十一條とする。附則第三十八條のうち平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条の改正規定中「附則第九条を「附則第十二条」に改める。

附則第三十八条に次のように加える。

附則第三十三条及び第四十四条中「三月三十一日」を「九月三十日」に改める。

附則第三十八條を附則第三十二條とし、同条の次に次の四條を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）
第三十三條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の五十六の項中「子どものための手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に、「子どものための手当の支給に関する事務」を「児童手当又は特例給付（同法附則第二條第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務」に改める。

別表第二の二十六の項中「子どものための手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に、「子どものための手当の支給に関する情報」を「児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」に、「子どものための手当関係情報」を「児童手当関係情報」に改め、同表の三十の項中「子どものための手当関係情報」を「児童手当関係情報」に改め、同表の七十五の項及び七十六の項中「子どものための手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に、「子どものための手当の支給に関する事務」を「児童手当又は特例給付の支給に関する事務」に改め、同表の八十八の項中「子どものための手当関係情報」を「児童手当関係情報」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律の一部改正）
第三十四條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十條のうち住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第二の五の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第三の七の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第四の四の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第五第九の次に六号を加える改正規定及び同表の次に一表を加える改正規定中「子どものための手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に、「子どものための手当の支給に関する事務」を「児童手当の支給に関する事務」に改める。

（特別会計に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）
第三十五條 特別会計に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十一條の二から第三十一條の四までの改正規定中「から第三十一條の四までの規定」を「及び第三十一條の三」に改める。

（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部改正）
第三十六條 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第九條第十四号及び第十條第六号中「子どものための手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に改める。

附則第三十九條中「附則第四條」を「附則第五條」に改め、同条を附則第三十七條とし、附則第四十條を附則第三十八條とする。

附則第三十八條とする。

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局